

とリーダーのめぐり合わせを感じざるを得ません。

そこで、総理にお伺いしますが、今回、橋本内閣によって旧三公社、J R、J T、N T T共済の厚生年金への統合が実現されようとしていることに對しての御感想をお聞かせいただきたいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 たしか昭和四十年代の後半であつたと思ひますけれども、政府の社会保障制度審議会の国会側の委員を拝命いたしておりましたところ、私どもが非常に判断に迷ひましたものが當時の三公社の年金共済制度についてございしました。必ずしもその内容が十分に開示されないままに、さまざまな角度から不安がその当時から提起をされながら、なかなかそれが運営に反映をしなかつたという大変苦しい出を持っておりま

す。ちょうど十年前に私が運輸大臣を拝命いたしました際、国鉄改革を行ひますにつきましても、合理化などにより既に財政が相当程度に悪化をいたしておりました国鉄共済年金の問題というのは、解決のプロセスにおける非常に大きな問題の一つでございしました。当面の暫定措置として制度間調整事業を実施してきたわけでありましたが、私ども、今回、統合法案が提案をされましたことは、私どもからして極めて感慨深いものがございます。そして、制度の長期的安定という見地からまた非常に意義の深いものもでございます。

しかし、今回の統合措置というものは、被用者年金制度の再編成のうちの第一段階でありますから、同時に今後の再編成を進めていく上でも、これは非常に重要な意義を持つもの、そのような感じを持っておりま

す。○衛藤(農)委員 総理おっしゃいましたように、今回の法案は、言うまでもなく、J R共済を救済するためだけのものではありません。本委員会でも繰り返し発言がございましたが、昭和六十一年の改正で年金の給付面での官民格差が基本的にはなくなり、残された一元化の問題である、課題であ

りました、いかに年金制度を財政的に安定したものとしていくか、また、いかに負担の格差を解消していくかという問題をめぐって関係者の間で議論が重ねられてきました。今回の法案は、こうした関係者の努力が実を結んだものであり、いわば被用者年金制度の再編成の第一段階であるとともに、今後の再編成のルールを示すことになる画期的な意義を持つものと考えております。

確かに、独立して運営してきた共済各制度は成熟度も異なり、置かれた財政状況も違つていたため、関係者の合意をとっていくのは容易ではないと思ひますが、総理として、今後の被用者年金制度の一元化をどのように進めていくこととしておられるのか、御答弁をお願いいたします。

○橋本内閣総理大臣 これまで各制度が独立して運営をされてまいりましたその経緯あるいは目的、機能等につきましても配慮をしていく必要は、私は当然あると思ひます。しかし同時に、公的年金制度というものにつきましても、制度の長期的な安定と同時に、給付と負担の公平の確保というものが極めて重要でござい

ます。こうしたことを考えましたとき、個人のお名前を挙げて恐縮でありますけれども、亡くなられた連合の事務局長の山田精吾さんが、この鉄道共済が問題になりましてからの間、果たされた役割というものは大変大きなものがございます。そして、今日の姿にたどり着いてゐるわけでありま

す。政府としては、今申し上げましたような二つの基本的な目標というものを達成するために、三共済の厚生年金統合という措置をとつたわけでありま

すけれども、その後も引き続き、被用者年金制度の安定化そして公平化を図るべく、被用者年金制度の再編成を着実に進めていく必要があると思ひえ、また、そう願つております。既にこうした趣旨の閣議決定を行ひまして、政府としてはこうした方針を定めておるところであります。

○衛藤(農)委員 さて、J R共済等を厚生年金に統合するに当たりましては、必要な積立金を厚生年金に移換するとともに、世代間扶養部分については各制度が公平に負担をするということになつております。J R共済では積立金が一兆円ほど不足し、そのうち八千億円を国鉄清算事業団が負担することになっております。しかし、既に国鉄清算事業団は二十兆円の債務を抱えており、土地や株式の売却だけでは整理できるものではないと考へます。

そこで、年金の積立金八千億円も含め、国鉄清算事業団の債務をどのように処理されようとして

いるのか、お伺いしたいと思ひます。○橋本内閣総理大臣 今回の八千億円の移換金負担を含みました国鉄清算事業団の長期債務などの処理につきましては、昭和六十三年の一月及び今年三月の閣議決定におきまして、「土地処分収入等の自主財源を充ててもなお残る事業団の債務等については最終的には国において処理するものとする」とされておりました、その本格的な処理のために必要な新たな財源措置につきましても、土地の処分などの見通しのおおよそついたと考えられる段階で、歳入歳出全体の見直しとあわせて検討、決定されることとなっております。また、事業団の土地の処分につきましては、平成元年十二月の閣議決定におきまして、「平成九年度までにその実質的な処分を終了する」とこととされてお

ります。事業団の債務などの処理のための新たな財源措置というものにつきましても、これらの閣議決定を踏まえ、土地あるいはJ R株式の処分の状況を

見定めながら必要な措置について検討してまいりたい、現在はそのように考えております。

○衛藤(農)委員 二十一世紀の本格的な少子・高齢社会が近づきつつございしますが、こうした中で、我が国社会を活力あるものとしていくためには、税や社会保障の負担を含め、国民負担を適正な水準にしておくことが必要であります。そのためには、社会保障に関するさまざまな制度についても再編成を進め、より効率的なものにしていくことが必要であります。

社会保障についても深い理解を持つてゐる総理は、こうした二十一世紀の本格的な少子・高齢社会を見据え、年金を初め介護、医療など社会保障制度全体の再編成をどのような方向で進めるべきだと考へておられるのか、お考へをお聞かせくだ

さい。○橋本内閣総理大臣 今後、高齢化の進展などに伴ひまして、社会保障に要する費用というものが増大していく、これは避けられないものだと私は思ひます。しかし、そうした中にありましても、今後とも、経済の活力を損なわない、また国民に過重な負担を課すことのないようにしながら必要な給付を実現していく、その道は大変険しいものがあるかと思ひます。

昨日、政府といたしまして、財政制度審議会、税制調査会、経済審議会、社会保障制度審議会の会長にお集まりをいただきました。財政構造改革に関する懇談をスタートをさせました。この席上におきましても、今後の社会保障や国民負担のあり方につきましてもさまざまな御意見が出されたところでありまして、今後とも、このような機会を初め、さまざまな場で議論を重ねていただきたいと考えております。

例えば座構審議会におかれましても、この激動する時代におきまして、我が国に立地する企業がその優位性を維持するため、あるいは海外から日本に投資を求めるといった場合の投資への魅力を持たせるために、どういう方法が必要かという御議論を近く始められると伺つておりますけれども、こうした議論の中には、企業の社会保障負担部分、税と合わせた負担というものは当然のことながら組上に上つてくるのでありま

しょう。こうした議論を踏まえながら、社会保障制度の合理化あるいは制度運営の効率化などによりまして国民負担を適正な水準にすることに努めながら、社会保障、社会全体としての長寿を支える、そして一人一人が長生きしてよかつたと言つていただける、実感していただけるような社会を創出していけるように今後とも努力をしてまいりたい

と考えておりまして、本院の御協力をも心からお願いを申し上げる所であります。

○衛藤(展)委員 近年、生まれてくる子供さんの数が減っております。このままでいきますと、若い働き手も減ってくるということが予想されております。子供の数が減るといのは、年金財政にとりまして大きなマイナスの影響があるのではないかと、いろいろ考えておりますが、年金だけではなくて、社会全体を支える労働力が減っていくということは非常に大きな問題であります。

ましてや、今や人生八十年時代ですから、長い老後をただ単に余生を過ごすという生き方をしても、もうとうとうというところは、国民一人一人にとっても、また社会全体にとっても大きな損失というぐあいになります。働く意欲のある人々には、それぞれの体力などに応じた働く環境を整備していくことは重要なことだと思いますが、高齢者雇用の促進に向けての総理の決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 今議員から御指摘がありまして、我が国の経済社会の活力を維持していくと考えると、働く意欲のある高齢者が、もし御希望いただけるならば、六十五歳まで現役として働いていただくことのできる社会をつくっていくということは極めて重要だと思ひます。このために、六十五歳までの継続雇用の推進あるいは高齢者の多様な形態による雇用・就業機会の確保が重要でありますし、じつくりさまざまな仕組みを見直しながら、高齢者の雇用・就業機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

またまた昨日、日経連の定時総会がございました。その際、私はこのような発言をいたしました。

例えば雇用の問題について言えば、二〇二〇年に六十五歳以上の方が四分の一を超えることが予測され、そのときに国全体としての働き手が減ってしまうという問題があります。ま

た、年金の支給開始年齢が今後段階的に六十五歳まで引き上げられていくというときに、まだ十分に働けるし、働く意欲もある人であっても、皆六十歳で定年ということではいいのかという問題もありません。そういう目で見るとき、働き手にとっても経営者にとってもより多くの選択肢があるという意味で、自由度の高い社会を、仕組みをつくっていくために、これまでの制度、例えば六十歳定年制というものを直していくことも必要なのではないでしょうか。

昨日の日経連の定時総会で、私はこうした問題提起をさせていただきました。恐らく日経連等におかれましては、こうした点について今後真剣な議論をしていただけるもの、そう期待をいたしております。

○衛藤(展)委員 強力にぜひ進めていただきますよう心から要望いたします。

○和田委員長 柳田総務。

○柳田委員 おはようございます。

きょうは、厚生年金法の一部改正に厚生委員会に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

今、衛藤議員の方からいろいろ質問がございました。大分答える点があるので、答える点はできるだけ省いて質問させていただければと存じます。

橋本総理に質問するのは、私が初当選したときに予算委員会に質問させてもらいました。あのときは大変緊張して、どういう御答弁があったのか頭に入らないぐらいだったような感じがします。あれから六年ちよつとたちまして、少しはまともな質問ができるのかなと思つて、きょうは徹夜に近いぐらい勉強したと言つていいかなと思つたのです。勉強してまいりました。

今回の年金改正、それなりに評価をしたいと思ひます。特に一元化の問題、今までの課題でございましたが、それがやつとこゝにきて御提案されたということについては、評価をしたいと思ひま

すし、それなりの理解もしたいと思ひます。ただ、今回の改正で不安になることがございまして、そのことについて質問させてもらいたいと思ひます。

先ほど質問がありましたけれども、J・R共済から移換すべき積立金が一兆二千億円で、このうち八千億円を清算事業団が事業主負担として引き受けるというふうになっております。

清算事業団は、現在、平成八年度首で二十七・六兆円、債務がございまして。さらにこれに今回の持参金といひますか、移換すべき積立金八千億円が加わるわけでございます。大変な債務だな、その思わざるを得ないのであります。国鉄をJ・Rに民営化したときの債務が二十五・五兆円、そして、あれからも大分たちまして、現在が二十七・六兆円プラス八千億円。その間に土地の売却が相当進んではおるのですが、逆に債務はふえていくという現状であります。

こういう現状について、総理はどう受けとめられて、どう評価されておるのか、まずお聞きをしたいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 今議員から御指摘がありまして、国鉄清算事業団が昭和六十二年四月の設立時に旧国鉄から引き継ぎました債務は、約二十五兆五千億円でございます。しかし、その後、土地あるいは株式の資産売却が不動産市況の問題あるいは株式市況の低迷といった中で思うように進んでおらなかった、これは事実でありまして、その結果として、平成八年度首約二十七兆六千億円になっていいると見込まれていられるわけでありまして。

この事業団の債務処理の問題は、国鉄改革の総仕上げという意味でも大変重要な課題でありますし、今後、その保有する株式あるいは資産の売却に對して鋭意取り組むことによつて国民負担を極力少なくするように努力をしてまいりたい、率直に反省を込めて申し上げます。

○柳田委員 土地の売却につきましては、約半分もう売れているというふうになっておるのです。

昭和六十二年四月現在で大体面積が八千八百ヘクタール、これが現在もう四千三百ヘクタールぐらしか残っていないというふうな現状を聞いておるのであります。そうすると、大分進んできてはおるのだなという印象を受けるわけでございますが、ただ、この清算事業団が、二十七・六兆円の借金があるのに、八千億円も今回移換金を持つてこないといひないわけですよね。

それで、どれぐらい財産があるのかなと思つてちよつと調べてみましたら、今ある資産は、土地が大体四兆円ぐらいいのだからという推計ですね。そして、株がどれぐらいになるのか今定かではありませんが、平成五年にJ・R東日本の株を売却いたしましたときの売却収入が一兆円強でございます。これを考えると、土地を売ったとしても、そして株を売ったとしても、二十兆円を超える債務はやはり残るのだな。これをだれかが払っていくかなければならぬし、さらに八千億円という移換金を払わなければならぬ。

そうすると、もう倒産してもおかしくないところから、八千億円お払いなさい。これは二十年間の延べ払いというふうになっておるのでありますけれども、本当に八千億円持つてきていただけるのだらうかと、それが物すごく心配なのです。総理、そう心配するな、任せておけとおっしゃればありがたいのでありますけれども、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 今回の八千億円の移換金というものが移換されなければ、この仕組み自体が壊れてしまふわけでありまして、私は当然のことながら、この移換は行われると思ひます。また、それでなければなりません。

ただ、その八千億円を含みます国鉄清算事業団の長期債務などの処理につきましては、先ほどもお答えしたところですが、昭和六十三年一月及び本年三月の閣議決定におきまして、「土地処分収入等の自主財源を充ててもなお残る事業団の債務等については最終的には国において処理する」とされておりました、その本格的な処理に必要な

新たな財源措置につきましては、土地の処分などの見直しがおおよそつくと考えられる段階で、歳入歳出の全般的な見直しとあわせて検討、決定されることになっております。

そして、その昭和六十二年の四月に事業団が発行した当時の、大都市を中心として地価が異常に高騰する状況の中におきまして、当面の地価対策というものが国家的な緊急課題となっておりました。そして、その中で、地方自治体あるいはその他からの御要請もありまして、昭和六十二年の十月十六日には、政府自身の方針として緊急土地対策要綱が閣議決定をされ、旧国鉄用地について、現に地価が異常に高騰しつつある地域内の用地の売却については、現に公用、公共用の用途に供することが確実と認められる場合などを除いて、その地域の地価の異常な高騰の鎮静化するまでこれを見合わせるという措置をとったわけでありました。

当時、この措置については、国会からの御支援もございました。私は、緊急土地対策要綱そのものは、その当時において、国家的な緊急事態であった当面の地価対策という観点、事業団に係る土地処分方法の公正さを確保するという観点及び国民負担の軽減という観点を総合的に勘案してとられた措置だったと思います。

ただ、現時点においてこれを振り返ってみますと、その異常な高騰の中に大量の国鉄用地というものも提供される、それが地価の鎮静化に役立たなかったかどうかといった反省は私自身もございませんし、むしろ、その当時もそういう思いがなかったわけではございません。しかし、これが売却のおくれをもたらしただけというものは否めなかった事実でありますし、もう少し工夫の余地があったのではないかとはいえないと思います。今も残っております。

○柳田委員 あのとときは土地が高くなり過ぎまして、本当にどうなるのかなと我々も考えて、いろいろな意見を申し述べた記憶があります。そのときの反省については今総理からいただき

ましたので、それはそれとしてお聞きいたしておきますけれども、要するに、二十七・六兆円という借金のある会社、資産を調べてみますと、土地が大体四兆円、どこの計算かわかりませんが、それから比べるともう少し下がっているのだから。そうすると、土地は四兆円以下の資産しかない。さらに、株をどんなに売っても、これも数兆円にかならないのではないかな。そうしますと、二十兆円を超える債務のある会社から八千億円もらわなければならぬ。今総理は、八千億円もらわなければスキームが崩れるとおっしゃいましたけれども、本当に払えるのかなと非常に不安なんです。一点だけなんですけれども、これが不安なんです。この清算事業団がずっと続くということも考えられませんか、本当にお支払いいただけるのか。

要するに、厚生年金事業団に八千億円行きますよね。その八千億円は絶対大丈夫なんだ、必ず行くのだ、それはこういう理由でこうするから大丈夫なんだというものがあれば、もう一回その辺を御答弁をお願いしたいと存じます。

○梅崎政府委員 ただいま御指摘の八千億円の移換金の負担の問題でございますが、総理から御答弁ございましたとおり、六十三年一月の閣議決定、それから、この法案の閣議決定に当たりまして行われました本年三月の閣議決定におきまして、「最終的には国において処理する」、この移換金の八千億円の債務につきましても、清算事業団の全体の債務とあわせて、最終的には国において処理するというような考え方でござい

ます。その具体的な措置につきましては、私どももいたしましては、清算事業団が持つております土地やJ・R株式の処分の状況を見定めながら、今後、財政当局とも相談の上、必要な措置について検討していきたいと考えております。

○柳田委員 今、二十七兆円の借金がありますね。土地を売った、株を売った、それでも二十兆円以上のものは残るわけです。それに対する利子

が約五%弱ですね、平均的に言いますと。そうすると、これは毎年一兆円を超える利子がかさむわけですが、ほったらかしておきますと、そこから八千億円を本当に払ってもらえるのかな、それが本当に不安なんです。

では、別な角度から聞きますと、二十七兆円という債務を、これは大変な額ですけれども、いつ、どのようにして、だれが負担するのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと存じます。

○梅崎政府委員 国鉄改革を実施いたしました際には、そもそも、土地あるいは株式といった自主的な財源を充ててもなお残る債務につきましましては国民負担があるという前提でこの改革が行われております。ただ、土地、株式につきましまして早期かつ効果的な売却を行うことによりまして、できるだけ国民負担を減らすという方向で現在まで努力をしてきたわけでございます。

この残りまして分につきましては、先ほど先生からいろいろ御指摘もございましたが、まだ最終的な国民負担の額というのが確定できる状況にございません。私どももいたしましては、これをできるだけ縮減する方向で清算事業団とも鋭意努力をしております。ところでございまして、この残りまして分をどうするかにつきましては、あるいは繰り返したことになるかと存じますけれども、これから運輸省にいたしましては、財政当局とも相談の上、必要な施策について検討していきたいと考えております。

この移換金の八千億円につきましても、全体の債務の中でこの問題に対処していきたいと考えております。

○柳田委員 今、住専等いろいろなお話が出ていますけれども、答弁は答弁として聞きますが、要するに危機意識はお持ちなんですね、政府としても、二十七兆円の借金のうち、土地を幾ら売っても四兆円ぐらい、株を幾ら売っても数兆円、計算をすれば残りは二十兆円になると思うのですが、これはどうしても穴埋めができないお金なんですね。それにプラス八千億円ですから。

この処理をほったらかしておくと、先ほども言いましたように、利子が五%弱なんですよ。毎年一兆円ずつまた借金が膨らむということを考えますと、今の答弁のようにのんびりとされた感じではたまたまぬ、そう思うのです。

総理のお考えをお聞かせ願えればと思います。

○橋本内閣総理大臣 今手元の資料を探しましたところ、六十二年四月一日の時点における国鉄長期債務等とその処理の関係の資料が出てまいりました。

当時の時点で、処理すべき長期債務等の総額は約三十七兆一千億円で見込まれておりました。そのうち、新事業団に移すべきものが約十一兆六千億円で、清算事業団が承継すべきものが二十五兆五千億円で、そして、その時点におきまして、新幹線保有機構の負担が約二兆九千億円で、土地の売却収入として見込んでおりましたのは、当時七兆七千億円でございました。そして、J・R株式等売却収入、これは営団出資分とJ・R株式本体とがござい

ますけれども、これをほぼ一兆二千億円で見込んでいた。そして、その時点におきまして、国民負担として最終的には御処理をいただかなければならないものの、十三兆八千億円というものが既に存在をしていたわけでありました。

そして、先ほど私自身、反省を込めて申し上げましたように、その後において、もし旧国鉄の清算事業団に承継をいたしました土地を処分することが許されておりましたら、私は、ここは大幅に状況は変わっておったと思います。しかし、要するに国策という立場から、地価の抑制という方向に向けて努力をする中で、清算事業団の赤字がふえることを覚悟の上で、当時、売却を停止いたしました。本来なら、当然のことながら、清算事業団用地でありますから、手続の透明性という意味からも公開入札、競争入札を採用したものでありまして、その時点における、私は、逆に地価を冷やす上で、それは効果があったと思います。

しかし、そのころ圧倒的に多くの方々は、国鉄

清算事業団用地の主要な部分が大都市の中心部に存在するといった状況をお考えになり、その公開競争入札そのものが一層の地価上昇に拍車をかけるのではないかと懸念を強く持たれ、これは本院もそうでありまして、マスコミからもそうでありまして、むしろ、清算事業団用地を売却させない方向に全体の力は働いたと思っております。それだけに、私は、これは今改めて清算事業団用地の処分にもっと工夫がなかったのかなという思いはいたします。

私どもとしては、最終的に国において処理するという六十二年一月及び本年三月の閣議決定というものを踏まえながら、でき得る限りの自主財源を充てていく、確保していく努力をまずさせていただきます。なかなかいかならない。そして、土地処分等の見直しのおおよそつくと考えられる段階において、最終的に国において処理するという内容をどのように処置していくかの判断をいたさなければならぬ。事業団の土地処分につきましては、平成元年十二月の閣議決定におきまして、九年度までにその実質的な処分をするとなされているわけでありまして、今後の地価動向等を見ながら、こうしたところも十分考えていかなければならぬ。

○和田委員長 青山二三さん。
○青山二二委員 新進党の青山二三でございます。総理には、連日連夜、本当に御苦労さまでございます。また、きょうは早朝よりこの委員会にお出かけをいただきまして、本当にありがとうございます。早速質問に入らせていただきたいと思います。私が、厚生年金法の質問に入ります前に、公的介護保険法についてちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。去る五月十五日の日経新聞でございますけれども、公的介護保険法案の国会の提出を見送るといような記事が出ておりました。一九九四年に作成されました二十一世紀福祉ビジョンにはこの介護保険導入について明確には織り込まれておらず、これは国民への新たな負担を伴う課題であるために前提条件を見直すことが必要である、このようにおっしゃっておりますけれども、私もそのように思います。また、新たな介護システムの導入は国民の声でありまして、早急に推進しなければなりません。しかし、国民の期待の大きさを考えましたとき、各層の意見を幅広く聞き、理解と納得を得なければならぬと思うわけでございます。国民の納得のいくまで議論をする必要もあり、また公費負担については、財源をどうするかという具体的な議論をもっともつと行う必要もあると思うわけでありまして、この公的介護保険制度について、ちょうどいい機会でございますので、総理としてはどのようにお考えなのか、新聞どおりでよろしいのかどうか、お伺いをしておきたいと思っております。

○柳田委員 もう時間が来ましたので、やめなければいけないのですが、要するに八千億円は本当にお支払いいただけるのかな、しかし、払うところが余りにもひどいな、その払うものである清算事業団の処理について、本当に不透明だな、本当に大丈夫かなというのが一番不安なんです。この解決については後ほどやるということですが、そんな時間を置いていますと、毎年一兆円を超える利子がかさみますので、できるだけ早く処理の方策を決めていただけるようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○橋本内閣総理大臣 新聞を初めマスコミの皆さんは、それぞれ御自分の取材の中で信念を持ってさまざまな記事をお書きいただいております。ただ、例えば私自身が構想を固めたという見出しを見まして、本人が戸惑う場面もしばしばございます。そして、現在老健審が真剣に御議論を

いただいておりますそのさなかにおきまして、内閣の最高責任者として個人的な見解を報道機関に申し述べるほど、私は不見識ではありません。そして、介護制度というものは、私は本当に必要なことだと思います。同時に、これはその仕組みの組み立て方によりましては、例えば年金でありますとか健康保険でありますとかの保険料の上に、国民に新たな御負担をいただく必要の出る仕組みでもあります。そうなりまして、国民負担率の面から見て、一体その仕組みがどうあるべきなのか、他の保険料とのバランスはどうなのか、そうした点も当然のことながら検討は必要でありましょう。あるいは、制度そのものの運営の主体がどういう形になるのか、民間の活力がその中にどう生かされていくのか等々、さまざまな論点が今御議論をいただいておりますところと承知しております。

菅大臣とも時々お互いの意見を交換しながらこの問題は進めているわけですが、私は、できるだけ幅広い国民の御支援のいただける仕組みをつくっていただきたい、厚生大臣にお願いを申し上げているのが実態であります。○青山二二委員 御答弁では、やはり早く導入させたいということで理解してよろしいのでございすね。それでは、公的年金の一元化についてお尋ねしたいと思っております。

この公的年金の一元化の問題と申しますのは、昭和五十九年の閣議決定で、昭和七十年といえますから平成七年を目途にいたしまして「一元化を完了させよう」ということで、政府が公約をしたものでございす。今回、厚生年金とＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴの三共済を統合するということになったわけでございます。残る私学、農林、公務員共済をそのままにして、いわば二元化という形で決着をいたしております。一昨日の委員会でも、一元化なのかあるいは一本化なのかという議論が随分出ていたようでございす。

の共済制度も財源が苦しくなるのが目に見えている状況でございます。財政の安定と公平を目的とした一元化は早急に進めなければならないと考えております。私も今回のこの一元化の問題は、今回の法案ではその第一段階であるというふうに理解をしているわけでございす。農林共済、私学共済、公務員共済も、今回のＪＲやあるいはＪＴ、そしてＮＴＴのように、行き詰まった厚生年金に助けを求めよう、こういうことでは本当に国民の納得は得られない、このように思うわけでございすので、この際はつきりと一元化の展望と目標年次なども示すべきであらう、このように考えます。総理の御見解をお尋ねしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 平成八年三月八日の閣議決定におきまして、例えば国家公務員共済及び地方公務員共済につきましまして、それぞれの制度の成熟化の状況などに応じ、財政再計算時ごとに将来の財政見直しなどについての分析を行い、公務員制度としてのあり方をも踏まえながら、両制度の財政安定化のための措置を検討すると決まっております。農林漁業団体共済組合につきましましては、構成団体の組織整備の進展が制度の基盤に与える影響を、また私学共済につきましましては、その成熟化の進展を踏まえつつ、それぞれの位置づけを置きながら、被用者年金全体の中における制度の位置づけの検討を行うという閣議決定をいたしております。

制度の長期的安定ということと給付と負担の公平というのが公的年金制度において一番大切な柱であることは、これはもう申し上げるまでもありません。私たちは、この二つの目標というものの、基本的な目標というものを達成するために、今回も三共済の年金統合をお願いしたわけでありまして、この後も引き続き被用者年金制度の再編成を進めてまいりたいと考えております。その基本方針は、今申し上げました閣議において決定されているところでございす。今後この基本方針に沿って私どもは被用者年金

制度の安定化、公平化を図ってまいりたい、そのように考えております。

○青山(二)委員 それでは、国民年金の空洞化が今大きな問題になっております。

昭和三十六年にこの国民年金ができて、我が国は皆年金の体制ができました。しかし、ただいま申し上げましたように、国民年金への未加入者あるいは未納者が年々増加をいたしまして、国民年金の空洞化が大きな問題になっております。これはとりもなおさず、公的年金に対する国民の信頼が大きく揺らいでいるということではなからうかと思うわけでございます。

公的年金の基盤を強化するためにも、今こそ国民の信頼を取り戻さなければならぬと思うわけでございますので、総理のその辺の御所見をお伺いしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 今、国民年金の空洞化という御発言がございました。私は、必ずしもそこまで極端に事態を申し上げるつもりはございませんけれども、若い学生諸君等聞いておられますと、それに似た答えを時々聞くこともございます。

ただ私は、その公的年金制度というのは、従来から、人口構造の変化というものを織り込んで給付と負担の設計をまいりたと思っております。むしろ、事務当局としてはきちんと計算をしましてまいりましたものを、国会の論議でしばしば修正をいたしたりし、基本的な計算を狂わせたこともなかったとは申せません。

しかし、年金制度というものが長期的に安定していくためには、安定した経済成長というものの方が非常に重要であることも、また申し上げておかねばならないことであります。さらに、年金制度におきましては、給付と負担のバランスというものを図りながら、将来の負担を過重にしないということがもう一つの要件であります。

こうした諸点を考えながら国民の合意を形成し、社会経済の変化に対応して必要な制度改革というものの、これまでも真剣に取り組んでまい

たと存じておりますが、これからも真剣に取り組んでいき、長期的に安定したものとしていくことで年金制度に対する国民の信頼を取り戻していく、確保していくことに努力をしていきたいと思っております。

○青山(二)委員 前回の委員会でも菅厚生大臣が何度も指摘されておりましたけれども、年金制度を不安にするものの一つに少子化の進展がございまして、そこで、少子化対策について少々お伺いをしてまいりたいと思っております。

二十一世紀の高齢化社会を支えていく子供たちが年々減少していくということは、年金のみならず、本当に日本の国力の低下にもつながるということでございますので、大変大きな問題でございます。

去る五月四日、総務庁が発表いたしました我が国の十五歳未満の子供の数は、前年より三十二万人も減ってしまいました。二千万人の大台を割りまして千九百八十七万人となり、ついに戦後最低記録を更新してしまつたわけでございます。こうした結果は、高齢化が深刻になるといふふうに分析されております。そこで、国としても子育て支援に対する抜本的改善を図る必要があるわけでございまして、それを行わなければこうした少子化の歯どめはかからないと思っております。

菅大臣も一昨日の委員会でも、年金制度が今後とも長期的に安定したものであるためには、一つには出生率の回復が重要であるという御答弁がありました。そして、地方の少子化対策のお話も紹介されておりました。実際地方では、厳しい財政の中、涙ぐましい努力をいたしております。その一つが乳幼児の医療費の無料化でございます。

私の地元栃木県でも、乳幼児の死亡率が大変に高かったために、昭和四十七年に全国に先駆けてゼロ歳児の医療費の無料化を実施いたしました。その後、他の県でも次々にゼロ歳児の無料化が実施されて、さらに年齢を二歳、三歳、四歳というほどに上げていったわけでございます。栃木県でも三歳児までの無料化を、私、県議会

議員でございましたので強く県に要求をいたしておりましたが、なかなかいろいろな事情がありまして実現しなかったわけでございますが、ついに平成五年、乳幼児の死亡率が全国ワーストワンに落ち込んだために、やっとこのたび、ことしの四月から三歳未満児にこの年齢を引き上げたわけでございます。

こうして全国の都道府県が乳幼児の医療費の無料化を進めている中、国は財政難を理由にいたしましてこの制度を認めず、さらにはペナルティーまで科しているのが実情でございます。赤ちゃんは抵抗力が弱く、よく病気をいたします。せっかく生まれてきた子供を、病気のときは医療費の心配をせずに医者にかけさせてあげられるというこの乳幼児の医療費の無料化を、国でも少しづついは検討してもいいのではないかと私は常々思っているわけでございますが、総理はこの点につきましてどのようにお考えでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 少子化の原因というのはさまざまな角度から議論がされております。しかし、その背景となる一つの問題点として、女性の社会進出などが進みます中で、仕事と子育ての両立が難しいということが指摘をされておることもあります。そして、こうした状況を克服していくことも一つの課題であると思っております。

ですから、育児休業休暇を気兼ねなくとれるようにしていくことなどの雇用環境の整備に努める、あるいは、低年齢児保育あるいは延長保育の充実など多様な保育プランの充実を図るといったエンゼルプランの充実にも努めていかなければならないというのが、現状、私たちの基本的な考え方でありましよう。

ただ、今委員から、乳幼児の死亡率改善という観点から、乳幼児の医療費の無料化という御提言がございました。私は、この点は必ずしも議員と

考えを一つにいたしません。無料化と申しまして、その部分は公費が投入されているわけであります。公費の投入ということは国民に御負担をいただいている部分が現実

にあるわけでありますから、そのとき受診について無料ということであり、それにかわる給付は公費の中から医療機関になされているわけであります。私は、むしろ、医療を受ける者と受けない者の均衡という観点から、一定の御負担をいただく方が原則的な考え方にはふさわしいと思うので

す。乳幼児の医療につきましては、難病のお子さんでありますとかあるいは未熟児、さらに障害を持つておられるお子さん、こうした特に手厚い援助が必要な児童に対して、特別な疾病の治療に対し医療費の公費負担を行っておりますし、私は、こういう方向の方がより大切ではなからうか、むしろ、乳幼児医療一般というものを無料化するということは、受診する者とならない者の均衡という点から逆に出ていくのではなからうかと思うのであります。

私どもの体験から申しますと、ちょうど私どもが国会に出ました直後が母子保健法の制定の議論の盛んな時期でありました。当時の議論を振り返って見ましたとき、実は我が国は、西欧諸国に比べて、乳幼児のみならず妊産婦の死亡率も高かったと記憶をいたしております。そして、その原因を調べたときに、むしろ医療というよりも栄養という面に着目すべきというのが当時の方向でありまして、その中から妊産婦に対する牛乳給食というものが持ち上がったまいりました。

ただ、当時の我が国の畜産の現状から、妊産婦全員に牛乳を供給するだけの量を確保することができず、大都市部等におきましては鉄剤とビタミン剤の供与といった形になりましたけれども、いづれにしても、我々はその時点で栄養という観点から死亡率の低下に取り組んだと記憶しております。

そして、少なくとも今日、我が国の乳幼児死亡率は、世界で最も低い国の一つというところまで下がってまいりました。むしろ、疾病にかかって治療を受ける以前の問題として、母体の健康管理から始めてより健やかな赤ちゃんを産み育ててい

ただ、施策としてはその方向に向ける方が本筋のように私は思います。

○青山(二)委員 大変長い御答弁をいただきましたけれども、大変それは厳しいということであらうかと思えます。しかし、住専に使うお金があったら赤ちゃんのために使ってほしいという全国のお母さんの切なる声もございしますので、その辺をお聞きいただきたいと思えます。

ちょうど時間になってしまいましたので、これで質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○和田委員長 岩佐恵美さん。

○岩佐委員 総理が運輸大臣のときに国鉄の分割・民営化を進めました。六十年には三十万人いた職員が、六十二年の民営化直前には十九万九千人に削減されました。その結果、国鉄で働く労働者が、雇用や労働条件で多くの犠牲を払わされることになりました。何の責任もない労働者が、戦前の満州鉄道の引揚者問題や国鉄の分割・民営化やリストラ、合理化など、産業構造の転換によってまさに国策の犠牲にされた、そういうふうにいると思います。鉄道共済もその一つだと思います。

総理は、その責任問題についてどう認識をされておられるのか、まず最初に伺いたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 確かに、昭和五十年代以降鉄道共済の財政は悪化をいたしました。

しかし、その主要な原因は何かといえ、モータリゼーションの進行などを背景といたします輸送構造の変化というものによりまして、旧国鉄が鉄道産業としてその雇用を縮小せざるを得なくなった結果、鉄道共済年金の成熟化が高くなったものと考えております。

殊に、議員も御記憶でありましたが、国鉄神話というものが崩れましたのは、国鉄の労働組合自身が選択をいたしましたスト権ストという違法ストの結果、もし鉄道が完全に麻痺すれば大都市部の消費者物価は大幅に上がり、政府は困るであ

ろうという組合の思惑が大きく外れ、むしろトラック輸送によって生鮮食料品の供給が安定的に行われた結果、長期化するストに対しても、例えば東京都支部における生鮮食料品の価格は変動しないといった、鉄道労働者自身の組織する労働組合が選んだ戦術の中から鉄道神話というものを崩していかれたという事実がございします。

私は、その昭和六十二年の国鉄改革といえますものは、昭和三十三年に赤字に転じて以来経営の悪化をたどっておりまして国鉄、しかも、公社という巨大組織による全国一元的な経営の中で危機的状況に陥っておりまして国有鉄道といふものを、何とかしてレールを残したいという皆の知恵が結集されて、分割・民営化という方向にこれを向けた、そして抜本的な経営形態の変更を行うことによつて鉄道事業の再生を図ろうとした、そのように受けとめております。

こうした改革の実施の後、JR全体としては、高い生産性のもとに鉄道サービス、鉄道輸送サービスの向上が図られている、また収支状況も改善されておる、鉄道事業といふものに対して向けられる国民の目も大きく変わってきた、そして鉄道に対する愛情といふものがむしろ国民の中に芽生えた、私はそのように考えております。

○岩佐委員 国鉄の赤字について労働者の責任を追及されましたけれども、私はそれは……(橋本内閣総理大臣「そうじゃない、スト権スト」と呼ぶ)スト権ストといふことを言われましたけれども、労働者がみずからの生活の向上、権利を求めたてそういう行動を行うといふことが、当時の国鉄の赤字を招いたといふふうに私は思っております。

私は、当時、消費者団体におりまして、国鉄の運賃の値上げのたびに、一体赤字がどこから来るのかといふことについてさんざん議論をいたしました。国鉄の十カ年計画といふのがよく立てられます。ところが、もう途中でそれが破産をしてしまふ。また次の十カ年計画。何で破産をするのかという、結局、大規模な投資といふのが破産に

追い込んでいったというのを記憶いたしております。

ですから、モータリゼーションの影響もあるでしょうけれども、国鉄自身の赤字というのは、そういう大規模な投資、それから大企業向けの、例えば自動車なんかは個人が送るよりも六分の一の価格でサービスをしていて、サービス価格でやっていて、これも国鉄の貨物運賃の赤字を招いたわけですから、その辺はいろいろ議論がありますけれども、私はさきうはそこを深く入り込むことはできませんので、次に行きたいと思いま

す。先ほどから議論があったところですが、国鉄民営化の際に旧国鉄から引き継いだ二十五兆五千億円の債務、これはことしの三月で二十七兆六千億円に増大をしております。民営化によって果たして国民にプラスがあったのかという問題です。

つまり、利益が上がるいい部分というのは、これはもう企業の方に譲り渡しました。赤字路線は地方自治体に押しつけました。そして、大切な国民の共有財産である土地を切り売りするというところになったといふふうに思います。職員の三分の一、十万人余りを首を切った。年金負担を被用者年金に押しつけた。資産を失った上に借金だけ二兆円ふえているわけです。国民負担額は、先ほど十三兆五千億と言われましたけれども、民営化前の十四兆円から二十兆円に大幅に増大をいたしました。何のために、どういふ目的で民営化したのかといふことがわからない、そういう疑問が今上がっているのは当然だと思います。

この問題について、これから毎年毎年一兆円以上の利子補給をしなければいけません。こういう膨大な借金を返済する。一体どうやって返済をしていくのか、その返済計画について端的にお答えをいただきたいと思えます。

○梅崎政府委員 今回の移換金の問題も含みます国鉄清算事業団の長期債務の問題につきましまして、昭和六十三年一月の閣議決定、それから本年三月の閣議決定におきまして、土地処分等の自主

財源を充ててもなお残る事業団の債務については最終的に国において処理をする、こういうぐあいになっております。

このような基本的な考え方は決まっておりますので、私も、現在清算事業団が持つております土地、株式の早期かつ効果的な売却に努めることによりまして、国民負担の縮減に努力をしております。ところでございしますが、残ったものにつきまして、今後、土地、株式の売却の状況等を見定めながら、財政当局と相談して必要な措置を検討してまいりたいと考えております。

○岩佐委員 先ほどの議論で、国民負担をできるだけ少なくするために鋭意努力をしていく、総理もそういう答弁を繰り返されましたけれども、これはもう聞いている人たちはさっぱりわからないですね。国民にとつてはどうしようとするのかというのは全くわからないということで、本当に無責任だといふふうに言わざるを得ないわけ

です。次に、雇用の問題についてですけれども、国鉄を解雇されて、清算事業団からも首を切られている千四百七人の労働者がいます。中労委、地労委でも、職場に戻すよう相次いで救済命令を出しています。また、国鉄清算事業団で働く約二千名の労働者の処遇が問題になっております。

分割・民営化に伴って、中曽根元総理大臣は、当時、一人たりとも路頭に迷わせないと断言をしております。運輸大臣として総理もそのときお聞きになったといふふうに思います。長年培ってきた技術、能力の生かせる職場を確保してほしいと本人たちは望んでおられますし、私は確保すべきだといふふうに思います。端的に総理のお答えをいただきたいと思えます。

○橋本内閣総理大臣 私は、JR発足当時、不採用になりました職員の方々に対して随分多くの新たな職場が紹介され、提示され、それがお受けをいただけなかった当時の状況も記憶をいたしております。現在も、このJR発足時の職員不採用問題というのは、中労委においてあるいは司法の場

で係争中であり、政府におきましては、歴代の運輸大臣がこの問題の解決について労使双方に努力をお願いするなどの取り組みを行ってまいりました。しかし、依然としてこの問題につきましては、現在、関係者間においても考え方に大きな隔たりのある状況でございます。

先日私は御答弁を申し上げたところでありますが、中労委あるいは司法の場で係争中の問題について、ここで私の見解を申し上げることは差し控えるべきであると思っております。政府としては、やはり労使双方の対応というものを見守りながら、これまでの経緯を踏まえ、我々ができることがありますなら解決の努力をしていく、それ以外に申し上げられないと思っております。

○岩佐委員 次に、先ほど女性の年金権、少し議論がありましたけれども、年金権について一昨日、当委員会で菅大臣には質問申し上げたのですけれども、二点について伺いたいと思っております。

民法が改正された場合、五年間の別居で離婚が認められるようになりますと、遺族年金との関連で複雑な問題が生じてくると思っております。長い婚姻期間があっても、離婚した、あるいはさせられた女性は遺族年金を受給できない。男性が再婚した場合、どんなに長い婚姻期間があっても、いわゆる先妻には受給権がないこととなります。フランスでは、婚姻期間によって遺族年金を支給する、こういうことができるようになっております。こういう問題について考慮をしていく必要があるのではないか、これが第一点です。

それから、女性の年金というのは、賃金が男性より低い、その上に育児、介護などで仕事を中断せざるを得ない、こういう不利な条件が重なっているというところで先ほども議論がありましたけれども、育児が実質女性の負担になっている限り改善をされないというふうに思います。特に、育児休業や介護休業などについて就業継続期間とみなすことや、フランスで実施しているように一児の育児について二年の被保険者期間を加算するな

ど、女性の地位が実質改善されるよう積極的に取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思います。

ちょうど総理は男女共同参画推進本部長でもいらつしやいます。ぜひ総理に積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

○和田委員長 岩佐さん、もう質問はそれでいいですか。あと、あつたら続けてやっておいてください。

○岩佐委員 せっかくなのでございますので、企業献金についてちょっと伺いたいと思っております。この間、住専問題でも薬害エイズでも、官僚と業界及び政治家の癒着の構造が大きな問題になっております。総理御自身、入院給食有料化が実現した直後に日本メデイカル給食政治連盟から百万円の献金を受けたという指摘がされた、あるいは四月十二日の予算委員会でも答弁されておられるように、ミドリ十字からは八九年以降八百六十万円、日本薬業政治連盟からは九二年以降二千万円を受け取っておられます。財界は見返りのないところに献金をしない、こう言っているわけで、国民にとつてみれば、国民本位の政治や行政のあり方をゆがめるのが政治献金、企業献金というふうにとらえています。ですから、きっぱりやめべきだというふうに思います。これが第一点です。

○和田委員長 ちょっと岩佐さん、もう時間がないうんです。

○岩佐委員 はい。

それから、あともう一つは、天下りの問題について議論がいろいろされておりますけれども、天下りの問題についてぜひ積極的に取り組んでいただきたい、この二点。

○和田委員長 極めて簡単に御答弁願います。

○橋本内閣総理大臣 簡単にといつても大事なことばかりなのであります……。

まず、離婚した妻に対する婚姻期間に応じた遺族年金の支給、これは私は、生計を維持されていた遺族の生活を保障するために年金を支給すると

いう遺族年金の趣旨に合うかどうか、民法上、離婚した妻に対しては法定遺産相続が認められていないという我が国の法体系になじむかといったことから、慎重な検討が必要だと思っております。

次に、育児期間を有する者の年金額の増額につきましては、提出に応じて給付するという現行の年金制度の体系の中に育てた子供の数によって給付を増額するという異質のものを持ち込むだけに、関係者の意見を十分聞きながら、幅広い見地から議論していく必要があると考えております。

また、企業等の政治献金について御指摘がありました。私は自分で商売を持っておるわけでもありませんし、父親の代から莫大な資金を有する家庭ではございません。政治活動に必要な資金を正々堂々と私は受け、届け出をし、政治活動に使つてまいりました。

平成六年の政治資金規正法の改正によりまして、政党、政治資金団体並びに資金管理団体以外

の者に対しては、これが一切禁止をされ、改正法の施行後五年を経過した場合、資金管理団体に対するものは禁止措置を講ずる。政党、政治資金団体に対する献金のあり方についても見直しを行うものと承知しております。

それから、公務員の天下りについてということでありましたが、何をどういう具体的な御意見かわかりません。しかし、私は人事院は厳正にルールを運用しているものと考えております。

○岩佐委員 終わります。

○和田委員長 土肥隆一君。

ひとつ時間の厳守をお願いいたします。

案まで参加させていただきました。そして今回老健審が、何論併記あるいは三論併記だと言われているんですが、私はやはりこの際、橋本総理、橋本カラーを出すということであるならば、ぜひともこの老健審の線に沿つて公的介護保険の実現を期していただきたい、そのことをひとつお願い申し上げます。その決意をお願い申し上げます。

もう一つは、年金法の改正をやっておりますけれども、制度審におきまして、年金数理部会の役割というものを再度私は痛感いたしました次第でございます。この一本化、一元化、これは議論がござい

ますけれども、やはり各省あるいは各制度に徹底した情報公開を求めて、そして事務局体制を充実して、この制度審の年金数理部会が今後の一元化、一本化の主導的な働きをするように、組織の強化であるとか総理の指導をお願い申し上げます。と思うのですが、この二点についてお答えください。

○橋本内閣総理大臣 私は、先ほども申し上げましたように、現在老健審において御議論をいただいているさなかのものに、特定の方向での意見を申し述べるのが適切だと考えておりません。

むしろ今後、ぎりぎり申し上げるといたしますならば、二十一世紀の本格的な高齢社会というものにおきまして、長生きしてよかったと言つていただけるような社会の実現を図りますためには、高齢者介護のシステムというものは必ず必要になるわけでありまして、高齢者介護保険というものの制度化に向けて積極的に取り組んでいきたいという一般論のみ申し上げます。

それから、もう一つ今議員の御指摘の内容がわからなかつた部分がありますが、私は確かに、この介護保険制度についても社会保障制度審議会が果たされた役割は大変大きかつた、問題提起の部分で大変大きかつたと思つております。その点については私は敬意を表します。

また、公的年金の再編成に当たりまして、各被

用者保険制度の安定性あるいは公平性を確保する
というものにつきまして十分検証を行っていくこ
とは当然必要です、この部分につきまして、今
社会保険制度審議会の年金数理部会にお願いを申
し上げていることも御承知のとおりです。

ですから、私は、今後、その制度、横断的な財
政運営などについて年金数理部会がどういふう
な例えば情報公開の仕方をなさろうとするのか、
情報公開だけではなく方向づけまで考えていかれ
ようとなさるのか、これは年金数理部会そのもの
の運営に係ることでありまして、我々がどうこ
う申し上げるべきことではないと思っております
も、いずれにいたしまして、年金数理部会がこ
の役割を果たしていただくのに、その補佐する事
務局が十分その機能が發揮できるように努力をし
ていきたいと思っております。

○土肥委員 終わります。

○和田委員長 これにて内閣総理大臣に対する質
疑は終了いたしました。

○和田委員長 質疑を続行いたします。梶屋敬悟
君。

○梶屋委員 それでは引き続きまして、今回の年
金一元化の法案につきまして質疑をさせていただきます
したいと思います。

最初に、これは通告はいたしておりますが、
大臣にもう一度、基本的なことでありまして、お
伺いしてみたいことがあるのです。本日、日経に
大臣の顔が、お写真がある記事が出ておりまし
て、一昨日やりましたこの委員会での議論の内容
等も出ておりまして、私もこの前、大臣と議論さ
せていただいた中で、そんなに大臣と違う考え
方を持つていないわけではないのでありますが、一
点だけ気になることがありますので、議論させて
いただきます。

問題は、年金と医療、介護の三つの制度を連動
させて効率化させる改革が必要である、という
大臣のこの前の委員会での御答弁もございま

た。本日の日経の新聞にもそんな内容が入って
おります。それで、この前の委員会で大入が述べ
になりました福祉の構造改革、この中で大臣が使
われた、大臣のお気持ちにあらわされた言葉の中
で、「元氣な高齢者は生活費が、病気になるれば医
療サービスが、寝たきりになれば介護サービスが
必要になる。同じ人がこの三つを同時に必要とし
ない、という観点からそれぞれの制度を連動さ
せ、効率化する必要がある」というようにこの記事
でお述べになっています。

私は、三つの制度を連動させて効率化させると
いうことは確かにこれから大事だろうという気持
ちでありますので、大臣のお気持ちに賛成なん
であります。ただ、大臣、これを国民にお話しに
なるときに、今引用しました、元氣な高齢者には
生活費が必要だ、病気になるれば医療サービスが必
要だ、寝たきりになれば介護サービス、しかし、
同じ人がこの三つを同時に必要としないという
観点からという、これはたしかこの前の委員会
でもそんなお話があったかと思っております。私は、表現
としてはさうとこの前聞きました理解をしたの
であります。けさこの新聞を見ましてよくよく
考えると、本日に大事なポイントだろうとは思
いますが、今多くの国民が介護保険の議論を前に
して一番抱えている懸念は、大臣、この生活費と医
療サービスと介護サービス、実は同じ人が三つと
も同時に必要になるというこの事実がまさにある
わけでありまして。

もちろん大臣がおっしゃられようとした意味合
いは私も理解をしておりますのでありますが、私も長
い間現場で福祉の仕事をやつてまいりました。一
番困るのは、この三つが同時に来る人がいらっ
しやる。本日にサービスが必要なきは、その三つ
が同時に来る。それで多くの国民は、あるいは今
のお年寄り、多くの若い人もそうなんでありま
すが、老後の不安ということ、この三つが同時
に来たらどうしよう、実はこれが一番不安なん
であります。そして一生懸命蓄えをされていると
いう事実が現にあるわけでありまして。

私は、言わんとする意味はよくわかるのであり
ますが、「同じ人がこの三つを同時に必要とし
ない、という観点から」という表現はよくよく慎
重に検討していただいて、というの、今厚生省
さんがお進めになっている介護保険の中でも、ま
さに示されているサンプルの中に医療サービスと
介護サービスを同時に総合的に受けるというケー
スを想定されているわけでありまして、この三
つは同時にあるだろうし、また、何とかその三つ
の部分について安心ができる、そういうシステム
を私たちは考えているのだ、こういうことをぜひ
国民にお述べいただきたい。

そういう意味では、年金と医療、介護の三つの
部分を連動させて、本日に必要な方には本日に必
要なサービスを提供できるシステムを考えていき
ますよ、こんな言い方がいいのではないかと
いうふうに私は思うのでありますが、大臣、い
かがでありますか。

○菅内閣総理大臣 よく御理解をいただいた上で御指
摘をいただいて、大変ありがとうございます。

まさに私が言いたかったことも、今梶屋委員が
おっしゃったとおり、まあ逆の形で言えば、年を
とつたときに、どういう状態になつてもきちん
とした安心できる対応ができる制度でなければなら
ない。

ただ、この言い方をしたのは、今は制度がそれ
ぞれ一種分立をしているために、ある部分では制
度の谷間で十分なフォローが得られない人があ
り、ある部分では、制度が分立しているために、
長い間入院していると年金がたかさん残つたとい
うようなことと言われるようなケースもありまし
て、そういう意味では、本日に今おっしゃつて
いただいたとおり、どういった状態になつても安心
した老後が送れるのだ、そういうことを実現をす
ることを前提としながら、同時に、効率といいま
しょうか合理的といいましょうか、そういう仕組
みに連動させて考えていく必要があるのではない
か。

言い方としては確かに若干舌足らずのところ

ありますので、今後は注意をいただいたことを念
頭に置いて表現は考えていきたいと思つていま
す。

○梶屋委員 ありがとうございます。

本日に二十一世紀の新しい福祉システム、社会
保障システムを考えなくてはいけないときであり
ますから、気持ちは全く同じでございますので、
ぜひお願いを申し上げたいと思っております。恐らく国
民の皆さんから見ると、むしろ今の社会保障を提
供するシステムの方に多くの問題があるわけであ
りまして、随分むだもあるわけでありまして、そこ
を見直しをするということでありまして、本
日に二十一世紀は安心ができるという、そういうイ
メージというものをぜひこれからもお話しした
きたいと思っております。

それから、旧公共企業体共済年金統合に係る問
題で一点だけ確認をさせていただきたいのです
が、J・R等の共済組合事業として実施されてお
りました短期の医療給付あるいは貯金事業、ある
いは全国に多くの会館や宿泊所等もあるわけであ
ります。あるいは物資あつせん事業等もあるわけ
であります。私の祖父はJ・Rに勤めておりまして、
実は亡くなる前に寝たきりになりまして、大変に
悩んだ時代があるのでありますが、この共済事
業、本日にきめ細かな配慮をしていただいて、大
変感謝をしたという時代もありました。

そんなことを思いますときに、共済組合事業、
今回の統合の中で、今の医療給付でありますとか
貯金事業あるいは会館、宿泊所、そんなものもろ
の事業がどのようになつていくのか、ちょっと簡
単に御説明いただきたいと思います。

○松川説明員 今回の統合に伴う共済組合の各種
事業の取り扱いについては共済組合でございます。
医療保険につきましては共済組合では短期給付
事業と称してやっておりますが、これにつきまし
ては旧三公社の各事業主が健康保険組合を設立す
ることを予定しております、したがって、
その医療保険の事業につきましては健康保険組合
に承継することといたしております。

それから、宿泊所でありますとか保養所でありますとかいった宿泊事業、保健事業につきましては、健康保険組合においてあわせて実施することができるとありますので、新たに設立される健康保険組合に承継することとしたしております。

ただ、貸付事業については健康組合ではできませんので、統合後は、厚生年金の他の被保険者と同様に、年金福祉事業団の貸し付け等を利用することになるものと考えております。しかしながら、現に共済組合から貸し付けを受けておられる方がおられるわけですので、引き続き共済組合あるいはそれにかわる業務を行うこととされる厚生年金基金において回収業務を行うこととしております。

なお、貯金事業、物資事業はJ・R共済のみでございますけれども、これは健康組合ではできませんので、八年度中にこれを廃止することを考えております。

○樹屋委員 先般行いました参考人の意見陳述の中でもいろいろあったわけですが、特に今までJ・R等の共済事業、その中で共済の運営体制があったわけでありまして、多くの職員の方もいらした。そういう方は、今お話がございました健康組合、さらには存続組合というようなお話もございました。何とかなるだろうというようなお話もございました。しかしながら、雇用対策として本当に大きな問題だろうと思えます。私は、行政におかれてもきめ細かな配慮をぜひお願いを申し上げておきたいと思えます。

それからもう一点だけ、これはもうお願いということで発言をさせていただきたいのですが、J・R、J・Tの企業年金でございます。

考え方としては、この前局長からも御答弁がありまして、制度としてはできないことはない、しかしながら、今までの経緯からしますと、あるいは今後ほかの部分から御支援をいただくということからすると、当面はなかなかという話がありました。ただ、局長さんから物の見事にとんでもな

いというような雰囲気もございましたので、大蔵省が言われるのはよくわかるのですが、厚生省のお立場としてはもっと優しい言い方もあるのではないかと。

それから、このJ・Rの問題は、今まで長い間救済のためにいろいろな準備をしてきたわけでありまして、今回これで統合化が成るわけでありまして、特に若い現役世代の立場に立つて、当然ながら企業年金、後ほどまた福島議員からも問題点のお話もあるようではありますが、やはり企業年金というのは大きな役割もあるわけでありまして、そういう若い現役世代が本望に希望を持って働けるような環境づくりも必要であります。これは当然ながら関係者の理解と協力がなくてはできないことでありまして、私はそんな御配慮もぜひお願いをしたい、これはお願いを申し上げておきたいと思えます。

それから次に、障害年金の問題につきましてお話をさせていただきたいと思っております。

最初に、実は昨年の十二月に障害者プランが策定されたというふうに向っております。これは政府・与党におかれても随分御努力もされ、我々新進党も大変関心を持って策定の経緯を見守ってきた背景があるわけでありまして。

この障害者プランの障害者の所得保障の中で、こういう表現になっております。「障害者年金の問題については、年金制度の在り方全体をにらみながら、年金制度の中で対応するか福祉的措置で対応するかを含め、幅広い観点から検討する。」という項目が障害者プランの中に入れたわけでありまして。この内容については年金局におかれてはどのように把握をされ、理解をされておられるのか、まずお伺いしたいと思えます。

○近藤(純)政府委員 障害の無年金の方々がございますけれども、この方々は、保険料を滞納している間に障害を受けたとか、任意加入のときに任意加入されなかったとか、今でも未加入、こういうふうな方が多いのではないかとというふうに推測されるわけでございますけれども、我が国の年

金制度は御承知のとおり社会保険のシステムでできておりますので、提出をしている方に年金を支給する、事故が起きたときに年金を支給する、こういうふうな建前でできておまして、これによりまして保険料の拠出というのを担保してきてい

したのでございまして、「年金制度の在り方全体をにらみながら」といいますのはまさにこのことを指しているわけでございます。障害年金だけではなくして老齢年金もそうでございますけれども、年金制度の基本にかかわる問題だ、こういうことで慎重に検討する必要がある、こういう趣旨で書かれたものというふうに理解しております。

○樹屋委員 おっしゃるとおり、「年金制度の在り方全体をにらみながら」というのはまさに年金制度の本質にかかわる問題で、したがって、社会保険方式のこの年金制度でありますから、当然ながら、掛金を掛けてない、あるいは加入してないような方について無年金になるという現象はどうしても出る。したがって、今までも年金制度改革を検討するときに、税制度に移行しようというような議論も常に出てくるわけでありまして。

そうしますと、今の局長さんのお話からすると、「年金制度の在り方全体をにらみながら」というのはまさに制度の根幹にかかわる問題だということでは、この障害者プランの中で、障害者の所得保障、障害者年金の問題についてはなかなかすぐに検討が前に進むということではないような気がするのです。

それで、この障害者プランというのは、実は多くの障害者が大変に期待をして見守っているものでありまして、長期計画等、具体的に今までもずっと詰められてきたその計画をさらに数値化して、本当に著実に障害者対策を進めようという全体の性格があります。そういう意味では、障害者の所得保障の項目が上がったということは、全国の多くの障害者が注目しているわけでありまして。しかし、今の局長さんのお話を聞くと、項目としては上がったけれども、次の財政再計算時まで精力

的に検討して何とか解決するようにいたしますよ、こういう簡単なことではないような気がするのですが、いかがでありましょうか。

○近藤(純)政府委員 先ほど申し上げましたように、年金制度への対応と申しますのは、社会保険としての年金制度の根幹に触れるわけでもござい

ますし、それから、制度に加入して保険料を納めている人と納めていない人との公平の問題もあるわけでございます。先般来議論されておられるわけでございますけれども、年金財政というのはこれから非常に厳しい事態が予測されるわけでございますので、そういう中でどうして財源を見出していか、こういう問題もあるわけでございます。

したがって、年金制度の仕組みのものとでの対応というのは非常に困難というふうに考えておりますけれども、こういう切実な問題でもあるわけでございますので、次期財政再計算期におきま

す御検討を願わなければならぬ一つの論点かな、こういうふうには認識はいたしております。○樹屋委員 障害者プランに項目として入りました所得保障、特に障害者年金の問題につきましては、今の近藤年金局長さんのお話を伺いますと、私は年金局長がかなり遠くに見えるのであります。そうしますと、どうしてもプランをつくられた佐々木局長さんに、ではここは、年金制度の中で対応するかあるいは福祉的措置で対応するかも含めて検討することになっていくわけでありまして、どうでありましょうか。特に今介護保険が検討されておまして、実はこの介護保険の中で一つ議論としてあることは、若い障害者の方の介護の問題は介護保険の中では税で対応しよう、どうもこういうことのようにあります。私は、その方向はいいと個人的には思っているわけでありまして、そういう意味では、まさに今回介護保険という新しい社会保険システムを検討されているわけでありまして、その中で介護とい

う問題は、お年寄りの介護はお年寄りの世界で、若い障害者の部分は税の制度で対応しようということであろうと思います。

そういう意味では、そんな問題もあるわけでありますから、横にらみしていただいて、年金制度の中で対応するのか福祉的措置で対応するのか、そんなことは政策日程に上げていただけて検討する、こういう姿勢をぜひお持ちいただきたい。特に障害者施策、新しい機構も厚生省の中でできるようでありますからお願いを申し上げたいと思いますが、佐々木社会・援護局長さんにお伺いしたいと思ひます。

○佐々木(典)政府委員 今先生からお話がありましたとおりの経過で、昨年末の障害者プランの中では、あるいはさらにそれに先立ちまして厚生省の方の保健福祉推進本部の中でも、同じ趣旨でございすけれども、年金制度の中で対応するのがあるいは福祉的措置で対応するのも含めて幅広い観点から検討するという旨で、そのような記述のもとに障害者プランがまとめられてきたということは今お話しのとおりでございます。

それで、この問題につきましてはまさにこの文面で示されたとおりでございます。これまで年金法の審議の過程等で、いろいろ国会の場等でも御議論があった。そのような経過を引き継いで、やはり障害者の施策の中でも所得保障というのは非常に大きな位置を占める、そういうような観点から障害者プランの中でも位置づけられたということでございます。そうしたことでございますので、事柄の筋につきましては、ただいま年金局長からお答えがございましたが、まさにそういった本質がございす。

現在、福祉サイドでございますと、もう先生御案内のとおりで、生活保護による所得保障のほうはいわゆる特別障害者手当というのが唯一福祉のサイドではございます。これは、性格としてしましては、まさに身体あるいは精神の著しい重度の障害のために日常生活において常時特別な介護が要するというふうな点に着目して手当が支給されてきて

いるという経過がございますが、それ以外について、いわば年金制度、保険料が納められなかったりしたことなどによる無年金の方への補完という形で福祉制度でやるということにつきまして、いろいろな根本の議論があるように思ひます。

いずれにしても大変難しい問題でございますが、すけれども、これは関係部局の連携のもとに、障害者プランの中で規定しております趣旨にのっとって、さらに関係部局一緒になって努力をしていかなければならない問題であるというふうに認識いたしてございます。

○榊屋委員 ぜひ局長、お願いを申し上げておきたいと思ひます。全国の多くの障害者の方が所得保障というこの項目に多くの関心を寄せているということをぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

それで、近藤局長に重ねてお伺いするのでありますが、これはもう障害者の問題だからあつちでやれということではなくて、実はこの障害者プランで私が甚だ不満なのは、障害者の所得保障を「障害無年金の問題について」という項目だけに絞られている、ここが甚だ不満であります。障害者の年金の問題、所得保障の問題は、この無年金の問題だけではないのであります。

実は、どういふ問題があるかといひますと、やはり障害年金の給付水準の問題、これが一つあるかと私は思ひます。確かに、今までの数度の改正によりまして相当のレベルの所得保障の給付水準にはなっている、こういうことは私は理解をしておりますのでありますが、例えば厚生年金三級が国民年金にはない、こういう問題もありません。そこは当然制度のよって立つ性格上の違いもあるものでありましようが、そこはそういう問題もありません。

さらには、一番私が気になっておりますのは、最近では障害者の世界でも、新たな障害者といひますが、例えば身体障害者手帳の範疇も新しい方がふえていくわけでありま。例えば、その昔な

かった人工透析を受けておられる方、これは内部障害者ということで新たな障害者という位置づけがされておりますし、さらには、最近はおストミールと言われていて人工肛門をおつけになったような方、昔は恐らく命を失われていたような方も今は人工膀胱をつけられて、人工臓器をつけられて生活をされておられる。しかし、それはそれで日常生活に相当の支障があるわけですから、障害者の位置づけがある。

ところが、一点だけお聞きしてみたいのですが、質問はしてありません、もし回答が不能ならばいいのです。数字的な話ですが、例えば人工肛門あたりは、人工肛門をつけられておられる方は、私は恐らく身障手帳は三級か四級ぐらいの認定になるのだらうと思ひます。恐らく障害年金の中ではボーダー、あるいは恐らく対象に入っていないのではないかとこの気もしないでもないものであります。その辺のところちよつと教えていただけま。

○横田政府委員 障害年金の支給要件に該当する障害の状態につきましては、政令におきまして、日常生活がどの程度制限を受けるかに着目いたしまして、障害の状態が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害の状態を一級とし、また、日常生活が著しい制限を受けるかまたは著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を二級としておられます。厚生年金は独自の給付といたしまして、これ以外に、労働の制限を受ける程度に着目した三級の要件を設けております。

これに基づく個々のケースの障害認定を適切に行うために、傷病の種類別に具体的な認定基準を定めております。

御質問にありました人工透析につきましては、現在の基準におきましては、人工透析療法を施行中の者につきましては厚生年金の三級に該当することになっております。これに加えて、臨床症状あるいは検査成績等によりまして総合的に判断して、さらに二級なり一級の認定をしていくと

ころでございます。また、人工肛門につきましては、人工肛門を造設した者は厚生年金の三級該当には認定されることになっております。これに加えて、全身の状態ですとか術後の経過等によりましては、さらに二級なり一級の認定がされるというふうなことになると思ひます。

○榊屋委員 ありがとうございます。

今、厚生年金の御説明がありました。人工透析の方は三級をベースとして、その他の症状は二級、一級、それからオストミール、人工肛門の方も三級が一般的だらう、状況によっては二級、一級、こういう考え方ですね。

国民年金の場合はどうでしょうか。

○横田政府委員 三級は厚生年金だけでございすけれども、先ほど申しましたように、国民年金も含めまして、療養施設中という状態に加えて、臨床状況及び検査成績を踏まえて、二級に該当すれば二級、一級に該当すれば一級ということ認定しているものでございます。

○榊屋委員 ちよつと私よく理解できなかったものであります。大体わかりました。逆を言いますと、例えば人工肛門をおつけになった方は身障者手帳は通常三級から四級だらうと思ひますが、厚生年金は一般的には通常三級、そうすると国民年金は該当にならないということですね。その他の症状によつては、こういう理解ですね。わかりました。ありがとうございます。

今のような問題も実はあるわけでありまして、こういう障害者の方というのは以前はそんなに多くもなかったし、そういうカテゴリーもなかったのではないかとこの気がするのであります。当然ながら厚生年金と国民年金の違いはありますが、今のようにはまさに三級部分で該当する人としな人が出てくるわけでありま。当然ながら国民年金と厚生年金は性格が違ふ、そういう理解もあるのだらうと思ひますが、片方、障害者の所得保障という観点から見ると、本当にそれでいいのかということもあるわけでありま。

それで、今申し上げた障害者の給付水準の問題、あるいは給付対象者の問題、あるいは認定基準等の問題について、特に身体障害者の世界も相当状況は変わってきております。そろそろ検討される時期に来ているのではないかと。これはもちろん検討されると一年や二年で終わることではない、三年ぐらいかかるのだらうと私は思います。そういう意味では、次期財政再計算を目指して検討に着手する。先ほどの無年金の問題だけではなくして、こういう障害者の所得保障、障害者の年金の給付水準、給付対象者、そして身障の世界の新しい障害者、身体障害者の認定基準との横にらみであるとか、私は検討する時期が来ているのではないかと思うのですが、局長さん、いかがでありますでしょうか。

○近藤(純)政府委員 いろいろ障害者の年金につきまして検討すべきではないか、こういう御質問でございます。

まず給付水準について申し上げますと、障害厚生年金でございすけれども、老齢厚生年金と同じ方法で計算いたすわけでございす。もちろん三百カ月に足りなければ三百カ月で計算するということでございすけれども、二級の場合で老齢厚生年金と同じ算定方式になるわけでございまして、一級の場合にはその一・二五倍、こういうふうなことで、加入期間が短くても二十五年相当の最低保障という形で行われているわけでございすし、それから障害基礎年金というの、これもほぼ同じような考え方で、二級の場合には老齢基礎年金と同じ、一級の場合には一・二五倍、こういう形で構成しているわけでございす。

このように障害年金につきましては老齢年金を基礎にして金額を決めている、こういう事情でございすので、当然生活水準の向上等によりまして老齢年金等の見直しはやっていくわけでございすし、それに従って障害年金も見直しをすべきだ、こういうふうな考えられているわけでございす。

障害認定の関係につきましても、これは主とし

て社会保険庁の方でお願いしておりますけれども、時代の趨勢といいますが、医学の発達とかそういうものに対応いたしまして必要な見直しをやっていく必要がある、こういうふうな考えております。

○梶屋委員 何度も申し上げますけれども、障害者プランの中に所得保障が入ったということは、私どもも評価しております。ただ、表現として、無年金の問題だけではないということもぜひ御認識をいただきたい。全国の障害者が注目している。

特に大臣、今回の障害者プランの最大のポイントは、地域での障害者の生活支援、自立の生活をいかに支援するか、こういう側面のプランでありました。そのプランの中で生活支援ということをして、この質問を終わりたいと思ひます。

○和田委員長 福島豊君。

○福島委員 本日は朝早くから、大臣、大変御苦労さまでございす。年金制度の一元化につきまして、幾つかの観点からお聞きしたいと思ひております。

こういうことが言われておるわけでございす。日本の年金制度の一元化は給付の一元化ではない、要するに出口の部分の一元化だけなんだと。その中身をいろいろと検討すればさまざまな意味で問題点がある。

例えば、こういうことも言われております。被用者の保険料は定率で取られるわけですね。それに対して自営業者は定額である。被用者の配偶者は無拠出ということになる。被用者は所得に比例した拠出であるために応分の負担ができるけれども、自営業者は高所得者も低所得者も同額の拠出であるため、低所得者ほど負担は重たくなる。いわゆる逆進性ということが起こるわけです。このような保険料の性格がありますから、基礎年金に

おいては被用者には所得再分配機能が働くけれども、自営業者には働かない。日本の公的年金制度は、一元化といいますが、一部では所得再分配機能が働く性格を持つていけるけれども、一部ではそれが働かないような性格のものになっていく。ですから、最終的に一元化を進めていくといった場合に、どういう性格の年金制度なのか、その哲学の問題ですね。所得再分配ということもあるのかないのか、そういうことも含めて私は一元化ということを考えていかなければいけない。これからさらに一元化に向けてさまざまなステップが踏まれていくと思うのですけれども、この点について、一元化の哲学は何か、どのような機能を求めるのか、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○菅内閣府大臣 一元化の哲学という御質問で、どういう側面からお答えするのかと考えるわけですが、公的年金制度は老後の生活のまさに柱となるものでありまして、そういう点で、制度の長期的な安定ということと給付と負担の公平を図るということが大変重要だと思ひております。

委員が今話をされました再分配という考え方は、現役同士の中での再分配というのは税においてはかなり言われるのですけれども、年金の場合には、その機能も部分的にはあるというふうにも思ひますが、どちらかといえば世代間の分配といったようなことがより重視されているのではないかと思ひております。

そういう中で、国民共通の制度である基礎年金制度につきましては、国民共通の給付を設定して、必要な費用は各制度が加入者数に応じて負担するという仕組みにより、ここは一元化というよりも、さらに進んでいけば一本化されているわけですね。まさに一体になっているということが認識できると思ひます。

また、サラリーマンなどを対象とする被用者年金制度については、特定の職域や産業を対象とした制度が分立していることから、小規模な制度が

産業構造の変化に対して脆弱であるという問題や、各制度の成熟度などの違いを反映した保険料負担の問題があり、制度の再編成を進めることによって、最初に申し上げました制度の長期的安定ということ、さらには給付と負担の公平を確保するということが大きな課題となっていると思ひております。

そういった点で、この被用者年金制度の再編成の第一段階として、JR共済等の三共済を厚生年金に統合するという今回議論をいただいている法案を提出したところであります。

そういった意味で、先ほども申し上げましたが、年金の場合は世代を超えての長期の問題でありますので、その安定と同時に給付と負担の公平性を図るというのが一つの一元化の目的、あるいはあえて言えば哲学ではないか、このように考えております。

○福島委員 制度の安定的な運営を図るということと公平さということが必要だ。公平さというのは、世代間の公平さ、それから世代内の公平さ、二つあるというふうな思ひてすね。

先ほど申し上げました基礎年金の話ですけれども、これは世代内の公平さにおいて、要するに職種によって違うじゃないか。確かに、大臣おっしゃられるように、全部まとめていくと、数の分だけ出すんだから公平じゃないかという話になるわけですね。でも、個々の被保険者になりますと、所得に応じた保険料を納めるわけですから、そこそこは全体で見た場合と個別の場合とでは私は違うんじゃないかなという気がするんですね。

余談でございますが、ちょっとお聞きしたいと思ひますけれども、男性と女性では平均寿命が違いますね。女性の方が長いわけですね。五年は長い。ですから、単純に考えますと、女性の方が年金をたくさんもらう、男性の方が少ない。早く死ぬということなわけですね。世代内の公平さということ考えたときに、これは男女間で不公平なんじゃ

ないか、女性の方が長く生きるのほう確率的に決まっているわけですから、男性の方が短い、男性の方が保険料が少なくてもいいんじゃないかという意見があります。これはちょっと余談でございますが、どのようにお考えか、お聞きしたいと思っております。

○菅国務大臣 大変難しい御質問のような気がしますが、私も年金というものを考えるときに、仕組みの中で、今言われたように、これが民間の生命保険などであれば、どういう人がどの程度生きるとか、最近では場合によつたらばこを吸う人と吸わない人を分けるよとか、それは民間の場合はいろいろ計算上の問題があつて、そういう仕組みが考えられるのはそれぞれの一つの考え方だと思います。

ただ、公的年金の場合やはり一番大きなのは、その時代その時代で生み出した富を世代間でどのように分かち合うか、そういうことを最終的には理念としていて、ただ、それに向けてどういう仕組みの中でそれを組み立てていくかということのような気がします。

ですから、先ほど公平性の問題も言われましたが、国民年金の場合も、今は二階建て部分はまだ加入者が少ないわけですが、国民年金基金ができておりまして、この部分は、場合によつたら、ある程度所得の多い人は二口、三口入るといふようなことで厚生年金と若干似たようなこともできるわけでありまして、そういう点で、確かにおっしゃるとおり、いろいろな公平の考え方はあると思ひますが、私は、最終的にはそれぞれの時代における生み出した富をどう世代間で配分するか、その根拠づけとしての年金をどう構想するか、そういうふうな考えていいんじゃないか、やや抽象的ですけども、そんなふうな考えております。

○福島委員 基礎年金の国庫負担の割合を見直す議論というのはもうずっとあるわけでございますが、その一つの観点というのは世代内の公平さを図る。先ほど申しましたように、自営業者と被用

者で制度が違う、負担のあり方が違う、これはおかしい。それを解消するためには、最終的には、世代内で所得移転ということが年金の場合にも起こっているわけでありまして、それをすかつとさせるためには税金でこれを賄う、その比率を上げていくということが一つの解決法ではないかという考え方がありますね。この点につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○菅国務大臣 ちよつと私の理解力の不足なのかもしれないですが、世代間の問題あるいは逆進性といふことを当初言われましたけれども、確かに、所得に比例して掛ける被用者保険と、所得にかかわらず定額であるといふことは、税と同じように考えれば、そういうおっしゃり方は成り立つと思ふのです。

ただ、国民年金の場合は、定額であると同時に、受けるときも定額です。つまりは、被用者保険の場合は定率で、たくさん払った人は逆にたくさん受け取るという形になっていきますから、税の場合のような考え方とは若干観念性が違うのではないかと。つまり、税の場合は完全に一つの財源になるわけですが、プールされるわけですが、年金の場合は掛けた金額にある程度連動した受け取り方をしますから、そこは考え方に多少の差があるのかなという、お聞きしていてそんな感じがいたしております。

それから、今おっしゃった基礎年金の国庫負担を見直すという問題ですけども、御指摘のように、この基礎年金の国庫負担については、所得再分配という機能があるかどうかといふことが一つの論点であると思つておりますが、国庫負担の水準をどの程度に設定するかにつきましては、相当前回の法案のときに議論があつたことを私も記憶をいたしております。

この設定の仕方によつて、非常に巨額の財源を要する問題であるわけですので、それが年金財政や国家財政にどのような影響を及ぼしていくかといふ点、さらには、受益と負担の関係が最も明確な社会保険料負担中心の枠組みを維持していく中

で、税と保険料負担のあり方をどのように考えるかという問題、さらには、医療や福祉を含めた社会保障政策の中で優先順位をどのように考えるかという問題もあるわけでありまして、もちろん国会における附帯決議あるいは附則等もあることは十分承知しておりますけれども、今申し上げたようないろいろな観点を含めて幅広い観点から検討していく必要がある、このように考えております。

○福島委員 世代間の問題でございますけれども、世代間にも許容できる範囲の公平さといふのでしようか、それがあつたのかなと思ふのです。

最近よくマスコミで報道されていますのは、年金が危ないという特集が非常に多いですね。例えば、これはアエラに載つておりました特集ですけども、若い世代、これから生まれてくる世代、大変に不公平だといふ議論が非常に盛んだ。確かに世代間の助け合い、扶養といふことになると思ふのですけれども、そこが余りにも不公平なんだといふことでは、私はなかなか受け入れがたいと思ふのです。

大体、大学生は余り年金のことを知らないことが多いわけですが、逆にかえつて年金のことをよく知つていて私の知り合いの学生などは、掛けても損じゃないかといふことを率直に言うわけですが、また、先ほども言いましたように、年金が危ないといふさまざまな特集では、掛けても損だといふことが数字をもつて示される。これを見ていると、どうもやはり本当に危ないのと違うかといふ認識を国民も持つ。

こんなことも書いてありますね。これは若干の皮肉でございますけれども、どれだけ掛けてどれだけ受け取れるかという試算があるわけですね。これはよく雑誌にも出ています。

厚生省の試算ではいかなる世代でも、受け取りの方が支払いより多くなつていく。いくつもの民間の試算とは、計算の仕方が違つていくからだ。

厚生年金の保険料は、本人と雇用主が半分ずつ負担することになっており、これは当然ですけれども、

通常は雇用主負担分も本人の所得の一部で、合わせて本人の負担分と考えられる。

だが、厚生省の試算では、本人負担分しか計上してないので、同様の他の試算の半分しか負担がカウントされていない。

ですから、見かけ上、掛けたよりも受け取りの方が多いような書き方をしておるんだ、こういう皮肉が書かれているわけでございます。これは通告していませんので結構でございますけれども、そのあたりのことといふのをやはり正直に言つた方がいい。

例えば、このアエラの特集でしたら、一九八五年に生まれた場合には、支払いに対して受け取る比率は〇・七四である。一を割るわけですね。これは民間の試算ですから、どれだけ正しいのか数字的には若干の問題はあると思ふのですけれども、私はやはり正直に言つた方がいい。その上で世代間の公平さの問題、世代間でも若い世代に余り負担がいくといふことは、これは若い世代としてはなかなか容認しがたいということになると思ふのです。

大臣の哲学を私は教えていただきたいのですけれども、世代間の扶養、助け合いといふことを考えた場合に、どこまで若い世代に負担を求めてもいいのか。それは公平さといふふうに言つてもいいと思ふのですが、その点について大臣の哲学をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○菅国務大臣 これもなかなか難しい御質問なのですが、今おっしゃつた、世代間で、若い人にとつて掛けた保険料が十分に返つてこないのではないかと。私も数字はきちんと示すべきだと思ひますし、確かに厚生省が一般的に出している数字では本人の掛金をベースに考えていますから、例えば若い人で一・九倍といつても、それには本人の掛金以外に企業の負担あるいは国庫負担等もありますので、そういう点では、そういうことは正直

に出した上でまさに議論すべきだというふう
思っております。

そういうことを前提として世代間の公平とい
うものを考えたときに、今国民負担率の議論も出て
おりますけれども、例えば十年、二十年、あるいは
ピーク時と言われる三十年後に、そのときの現
役世代がどれだけ負担をしなければならぬとい
か、これはまさに今でいえば若い人の負担とい
うことになると思いますが、そういうことを考えて
いろいろな仕組みの将来展望を検討しなければい
けないと思っております。

そういう点で、先ほど来もありますように、私
は、福祉構造というものを、そういう長期的な展
望にも立って構造改革を進めていく必要があるの
ではないか。先ほど他の委員の方からも御指摘を
受けましたが、例えば年金と医療と介護の問題
で、私の舌足らずな面もありますけれども、少な
くとも年をとったときに安心できる、そういう社
会を実現するという一つの前提は必要だと思いま
す。あるいは目標とすべきだとは思いますが、同
時に、そういう社会をつくるための、若い人た
ち、現役世代がそれを負担できる、あるいは負担
を例えば国民負担率でいえば五〇％以内で負担で
きるような、そこはなかなか難しい非常に狭い選
択かもしれないが、その両方を考えてこれから
の福祉の構造を考えていかなければいけない、こ
のように思っております。

○福島委員 そうしましたら、若干質問の対象を
変えまして、基礎年金番号についてお聞きをし
たいと思います。

まず、厚生省の現在の基礎年金番号の導入に向
けての作業の進捗状況、また、どういった制度と
して最終的に実現されるのかという点につきまし
て、お答えできる範囲で結構でございます。

○横田政府委員 公的年金制度が複数制度に分立
いたしまして、記録管理がそれぞれの制度ごとに
行われているという状況のもとにおきましては、
未加入者が発生しやすいとか、あるいは制度をま

たがる年金相談とか裁定が非常に迅速的確に行え
ないとか、そういった問題点が指摘されていると
ころであります。基礎年金番号は、こうした状
況に対応いたしまして、現在それぞれの制度ごと
にありますが年金番号を共通化いたしまして、年金
サービスの向上なり未加入者の解消を図ろうとす
るものであります。

こうした基礎年金番号につきましては、これま
でも各種審議会あるいは関係団体等からも早期導
入が求められてきたこともありまして、私どもと
いたしまして、関係省庁と調整を図りながら、
平成六年度からシステム開発を進めてきていた
ところでございます。

システム開発の関係につきましては七年度では
ほぼ終了したという状況でございます。八年度に
おきましては、システムのテストでありますとか、
厚生年金の被保険者につきましては現在住所
情報がございますので、三千二百万人ぐらいい
るわけですが、住所の取録作業、あるいは秋から
は、重複加入されて手帳を幾つか持っている方も
おられますので、そういったものの確認、チェッ
ク、年末には各被保険者に対して番号の通知
をするというような予定で、切りかえ作業を進め
ているところでございます。

これが実施されますと、二十歳に到達した場合
に国民年金に加入すべき者というものがはっきり
把握できるようになりますので、届け出の勧奨を
行うことが可能になるとか、あるいは、複数の制
度を異動した場合においてうっかり届け出を忘
れるというような場合もあるわけですが、そう
いった者についても把握できるようになりますの
で、こちらの方から連絡ができるようになります。

また、制度をまたがりました資格、記録関係の
相談でございますとか裁定につきましても、従来
よりも迅速に対応ができるようになると考えてお
ります。さらに、将来的には、一定年齢の者につ
きましては、過去の加入記録をお知らせするとか
年金見込み額をお知らせするというような新しい

行政サービスも可能ではないかというふうを考え
ております。

私どもといたしましては、現在、こういったこ
とで、来年、九年の一月の実施を予定しておりま
すけれども、それに向けて全力を挙げて取り
組んでいるところでございます。

○福島委員 この年金番号の導入で、現在問題に
なっております国民年金の未加入者の問題、これ
はかなり改善が見込めるのでしょうか、そのあた
りについてはどのようにお考えですか。

○横田政府委員 先ほど申し上げましたよう
に、現在の年金の事業運営におきましては、各制
度ごとに記録管理なり年金番号を持っております
ので、加入者の届け出がない場合にはほかの制度
に加入しているかどうか全く把握ができないわけ
であります。こういったことで未加入者が発生し
やすくなっているということが言えるわけであり
ます。

基礎年金番号が実施されますと、各制度の記録
の把握が年金番号をキーといたしまして可能にな
りますので、例えば二十歳に到達した者につきま
して、二号被保険者として入っている者につきま
しては、その情報を社会保険事務所の方から市町
村に連絡することによりまして、市町村において
どの者が一号被保険者として加入すべき者かとい
うのがはっきりいたしますので、的確な加入勧奨
なり手帳の送付ができるようになるということ
であります。

また、転職あるいは退職等によりまして、例え
ばサラリーマンをやめて自営業者になった者につ
きましては、本来は一号被保険者としての届け出
が必要になるわけですが、忘れていた場合
等もあると思います。そういったことにつきまし
ては、被用者の被保険者としての資格の喪失情報
というものを社会保険事務所から同様に市町村に
提供することによりまして、未届けの者につきま
して、必要な届け出を行うように個別にお知らせ
が可能になるということでありまして、配偶者
さらに、三号被保険者につきましては、配偶者

の制度間の異動に伴いまして市町村に届け出が必
要な場合もあるわけですが、うっかり忘れ
ているというケースも多いわけでありまして、こ
ういった者につきましても個別に把握できるよう
になりますので、それぞれに社会保険事務所の方
から連絡ができるようになるということでありま
す。

こういったことを通じまして、現在の未加入者
がすべて直ちに解消できるというふうにはなら
ないかと思っておりますけれども、うっかり届け出を忘
れているといったような者につきましてはそれぞれ
お知らせができるようになりますので、未加入者
の減少に極めて大きな効果があるというふう
に考えておるところでございます。

○福島委員 先ほど御説明ありましたけれども、
基礎年金番号を導入して、自分自身の年金の加入
期間であるとか、また年金の見込み額である
とか、そういう情報が得られるような新しい行政
サービスを行いたいというお話でございました。
これは非常に大切なことだというふうには私
は思いますが、ただ、見込み額、あるいは少ない
ないかというお話になったらいかがなわけです
けれども、これは余談です。

自分自身の社会保障にかかわる情報を国民が得
やすいような形にする。今でしたらよくわから
ないわけですね、自分の年金手帳を見てもよくわ
からない。それが逆に得やすい情報としてあれば、
そこにアクセスをして、ああそうなのか、自分の老
後はこういう形で保障されるんだなということが
わかる。それはまた逆に言いますと、社会保障に
対しての信頼性を増すということにもなるので
しょう。それからまた、日本は貯蓄大国と言わ
れておりますけれども、老後が心配で、せつせと貯
金をしなければいかぬと思っておるわけでも
ない。そういうような傾向からもまた変わって
いくのではないかと。

ただ、利用のしやすさ、窓口をどうするのか、
これは要するにプライバシーの問題もありますか

ら、そのところは検討していただかねといかぬ
と思うのです。手続に時間がかからないような
これだけマルチメディアといえますか情報ネッ
トワークが進んできているわけですから、そう
いう技術もどんどん積極的に取り入れて、アクセ
スしやすいシステムというものをつくっていただ
きたいな、そのように要望させていただきたいと
思います。

続きまして、年金と教育の問題なのです。

私は思うのですが、先ほどある大学生の言葉
を聞かせていただきましたが、年金制度の空洞化
ということが指摘されていて、大変深刻な問題
だ。若い世代の負担というのは今後減ることは決
してないわけですね、ふえることはあっても。そ
の中にあつて、まあ年金だけではございませんけ
れども、この社会保障についての考え方、世代間
扶養の考え方、これを若い世代の人に理解して
もらう、納得してもらう、これはやはり教育が大事
なのだというふうに思うのです。

この点については、私は、やはり高等学校のと
きにこういう授業をすべきだというふうに思うの
です。日本の高校の進学率は非常に高いわけ
です。ですから、高校でそういう授業をすればかな
りの部分がカバーできる、基本的な考え方を教え
ることによってカバーできるといふふうに私は思
うのです。

きょうは文部省においていただいておりますかと思
いますけれども、御見解をお聞きたいと思いま
す。

〔委員長退席、横光委員長代理着席〕

○本間説明員 先生お尋ねの件でございますが、
高齢化社会をこれから迎える、こういう状況にあ
るわけでございまして、私も文部省といたしまし
ては、学校教育におきまして、年金等を含めま
した社会保障制度につきまして正しい理解を深め
ていくということが大変重要だというふうに考え
ております。

このため、児童生徒の発達段階に応じまして、
社会科等の教科を中心に、国民の福祉の重要性あ

るいは社会保障制度等につきまして適切に指導を
行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、ただいま先生から高
等学校の進学率が非常に高い、実際九六・七％と
いうような高率を示しているわけではございませ
んが、この高等学校段階におきましては、例えば現
代社会あるいは政治・経済といった科目があるわ
けでございませけれども、こうした科目の中にお
きまして社会保障の充実等につきまして理解を深
めさせるというふうにしております。

また、家庭一般という科目もございませけれど
も、ここにおきましては、安定した老後の生活の
ための年金等の社会福祉につきまして、その意義
あるいは課題等につきまして考えさせるといふ
うにいたしております。これが学習指導要領の記
述でございます。

それでは、主たる教材でございませ教科書にお
いてはどうかということでございますが、例えば
高等学校の現代社会の教科書を見ますと、各
種の年金の種類を例示いたしております。また、
それとともに、高齢化社会に向けての課題等が記
述されております。さらに、家庭一般の教科書
を見ますと、公的年金の受給状況などともに
に、年金制度の充実が必要であるというよう
なことが記述されております。

いずれにいたしましても、年金を含めました社
会保障制度の重要性にかんがみまして、年金制度
あるいはその趣旨、その重要性等につきまして、
学校教育におきまして一層充実をしていくように
努力をしてまいりたい、かように考えていること
ろでございませ。

○福島委員 確かに教科書に記述されているかも
しれないわけではございます。一般の授業の現代社
会の教科書の中に確かに書いてある。

ただ、現代社会の教科書に書いてあつても、要
するに、試験に何が出るのだというような観点で
大体教えるわけですね。ですから、そういうことと
切り離して、国民として基本的な知っておかなけ
ればいけないようなものとして、僕も別建てのバ

ンフレットをつくるぐらいのことをしてもいいの
じゃないかと思うのですよ。それで一時間だった
ら一時間ちゃんやる。いろいろな現代社会につ
いての知識の一端として、年金にも触れまし
たよ、社会保障にも触れましよという知識の問
題ではないのですね。我々が直接かかわること
だ、あなたが直接かかわることなのだ、そういう
教え方をさせていただきたい、私はそのように要望
だけさせていただきます。

続きまして、厚生年金基金のことにつきまして
お聞きしたいと思います。

これは先日委員会でも御質問があつたようで
ございますが、一元化という観点から考えます
と、やはり不思議だなと私は今思っているの
です。どうしてかといいますと、厚生年金基金には
さまざまなタイプがあります。単独設立、連合設
立、総合設立と三つのタイプがある。どちらに
しましても非常に単位としては小さいわけ
ですね。

一元化の目的というのは、要するに財政単位を
拡大して、社会経済がどんな変化があつても対応
できるような体制をつくらうということなのです
ね。それに対して年金基金は、確かに上乗せがあ
りまして、年金の内容を充実するという視点もあ
るわけですね。しかし単位は小さいわけ
ですね。また、厚生年金の代行部分がありますから
本体から離れている。そういうものをたくさん
くるといふことは、一元化に向かつていく大きな
流れの中でどんなふうにかえたらいいの。やは
り矛盾しているのではないかと。

確かに、日本紡績業基金の破綻にしましても、
大きな経済構造の変化、就労構造の変化、そして
パブルの崩壊ということが重なっているわけ
ですね。日本経済はもともと変わつてい
くのじゃないかと私は思います。現在、さまざま
に提言されている経済改革の問題でも、就業構造
が大きく変わるということが予測されています。
労働省が出している予想でも、ビジョンでも、大
きく変わるとされている。

その中であつて、細かな制度に分かれています
基金をつくつてきたということです。これをどう
考えたらいいいのか、また、大きな変化が今後予
測される中であつてどう対応していくのか、こうい
う基本的なことにつきましてお答えをいただきたい
と思います。

○近藤（純）政府委員 先生御承知のとおり、厚生
年金とかほかの共済組合に比べましても非常に小
規模の財政単位でやっておりますので、大きな変
動があるということになりますと非常に脆弱な面
もあり得るわけでございますけれども、そういう
ことのために事前積立方式という形をとっている
わけでございます。

ただ、完全積立とまではいきませんので、寿命
が延長しますと給付がふえますし、それからベー
スアップなんかがありますと給付もふえる、こう
いう事情もございまして、今まで問題が顕在化し
なかつたのは、収益が非常によくて利益益で泳い
でいたわけでございますけれども、これが逆に利
差損になる、こういうことで今までの問題も一挙
に顕在化したというように、危ない時期になった
わけです。

それから、一元化と異質じゃないかということ
でございますけれども、厚生年金基金というのは
事前積立といういわゆる代行部分を土台にしてつ
くっているわけでございます。今回の一元化とい
うことは、私どもは、被用者年金の方が全員
入つておられる二階部分を想定したものを考えて
いるわけでございます。企業年金につきまして
は、そうした二階の上に立つて従業員員の福利厚生
をさらに向上させる、老後生活を豊かにする、こ
ういう目的でございまして、これは事前積立方式でやっていると
いうことでござ
います。

一元化で議論になりますのは、高齢化、少子化
というのが進みまして、物価スライドとか賃金ス
ライドとかやっておりますので、こうしたいわゆ
る世代間扶養を後代の人が負担するというのは非
常に難しくなる、しかも成熟度が違う。こういう

ものを何とか是正して負担の公平を図りたい、こういうふうな趣旨で行っております。事前積立方式というのを基金として取り込んでおりますので、今回申し上げておりますような一元化の理念というのは必ずしも反しないのではないのかな、こういうふうな考えているわけでございます。

それから、御承知のとおり、就業構造とか産業構造が非常に大きく変化しているわけでございます。基金を取り巻く情勢といえますのは大変大きな流れがあるわけでございます。したがって、今までどちらかといえば単線のといいますか、剛構造の仕組みになっていまして、ほとんど一本線の制度だということに言える。初めの設計は確かに柔であるわけでございますけれども、これについては予定利率は五・五％ですと単線でできているわけでございますので、これを複線路線といえますか柔軟な構造にして、その中で基金が主体的に選択をしていく、自主的に決定していく、こういうふうな柔軟な仕組みに変える必要があるのではないかと考えております。

ただ、こういうふうなことをやりますと、やりますれば今まで規制の中でがんじがらめの中の方がかえってよかった、さらにこういうふうな事例も出てきようかと思うわけでございますので、そういう場合にはやはり基金全体でセーフティネットと申しますか、今の制度で申し上げれば支払保証制度、こういったようなもので受給権の保護といふものを重視していく必要があるのではないかと申しております。現在の支払保証事業というのは非常に小さなものでございますので、こういったものを拡充して受給権の保護に遺憾がないようにする必要があります、こういうふうな考えている次第でございます。

○福島委員 時間も残り少なくなりましたので、若干質問をはしりまして、昨日の日経新聞に出ておりました記事でございますけれども、財政悪化した厚生年金基金の支援としてこういうことが

書いてありますね、連合会が検討しているということ。これは通告しておりませんのであれなんですけれども、「基金の母体企業が構造的に経営不振に陥り、将来解散も考えられる基金に対しては、他の基金との合併をあっせんする。」というような方針が書いてある。要するに、小さくてやっていけないからまた一緒にするという話だな、今回のこの厚生年金の合併のような話だなというふうに思っています。要するに、小さくてやっていけないからまた一緒にする、先ほどの話にまた戻るわけなんですけれども、小さくやるといふ、今グループとしては三つに分けられますね、そのあり方をもうちょっと根っこ部分で今の時期から見直した方がいいのじゃないかなというふうに思っています。いずれ悪くなったらまた合併、一体どこと合併するのだろうかとか、どこも嫌がるだらうなとか思ったりもしまして、そういうあたりのハードルのことは余りにここに書かれていないわけですが、その点について最後にちょっとお聞きしまして、おしまいしたいと思っております。

○近藤(純)政府委員 私も記事は読みました。私は連合会からそういう話は聞いておりませんが、経営指導員を派遣して、専門家を派遣している指導するとかチェック体制を充実するとか、こういう話は前から聞いておりますし、当然やるべきだと思っておりますけれども、やはり合併によつてできるというふうな性格のものではないと思っております。もちろん合併を否定するわけではございませんけれども、危なくなったら合併させる、こういう方式というのは、恐らく基金でやるというのは実際問題難しいのかなという感じであの記事を読ませていただきました。

連合会がどこまで考えているのか私はちょっと伺っておりますけれども、先ほど申し上げましたような支払保証事業というふうな形で、オール基金として、基金から落ちこぼれるといえますか脱落する者、こういう方への受給権の保護、こういったものを充実する方が現実的ではないのか

な、こういうふうな思っております。

○福島委員 どうもありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○横光委員長代理 岩佐恵美さん。

○岩佐委員 昭和六十年に三十万七千人いた国鉄職員が、分割・民営化によって六十二年には十九万九千人へと大幅に減らされました。それ以降十九万人体制で推移を続けてきているわけです。この減員が鉄道共済の破綻の大きな要因となっていることは明らかです。

職員の大幅削減は、十歳超えすることができる減額年金を支給することによって減員を促進する。当時約二万人が受給したと言われています。若年退職者をふやして、その負担を鉄道共済に押しつけたと思います。本来ならこの分をJR当局が責任を持つべきものだと考えます。

ある試算によりますと、この負担というのが年間約三百億円にもなるということです。これがまた大きな財政負担になって破綻を促進したということになるのではないかとこのように思います。その点いかがでしょうか。

○松川説明員 鉄道共済年金の財政状況の悪化についてのお尋ねでございます。

繰り返して恐縮でございますが、この鉄道共済の赤字の原因につきましては、一つには、旧国鉄共済時代の制度あるいは運営等に起因する側面もございまして、主たる要因といたしましては、やはりモータリゼーションの進行に伴う産業構造の変化によりまして国鉄自身が雇用を縮小せざるを得なかった。その結果、年金財政の支え手である現役組合員数が著しく減少をいたしました。年金受給者数とのバランスが著しく崩れたということによるものであると認識いたしております。

国鉄のいわゆる民営化は、こうした鉄道産業の産業構造の変化の大きな流れの中で行われたものでありまして、共済組合の組合員数の減少も、実はその民営化前から進行してきていたことからうかがえますように、分割・民営化そのものが鉄道共済の財政状況悪化の直接的な原因であるとは

考えておりません。

それから、若年の退職者についてお触れでございますけれども、若年の退職自体については、減額年金ということですので、年金財政に及ぼす影響としては、そのこと自体はそれほど大きなものではないと思っております。主たる要因は、やはり産業構造の変化の流れの中で組合員数と受給者とのバランスが大きく崩れてきたことによるものと思っております。

したがって、こうした変化による影響はいろいろな産業分野にあり得ることではございまして、特定の運営の主体に責任を帰すことは適当ではないと考えている次第でございます。

○岩佐委員 この間からこの問題については議論をしてきておりますので、これ以上もうやるつもりはないのですけれども、でも、全体として考えて、国鉄の財政を赤字にできたのは、結局は、モータリゼーションとかいろいろ言いますけれども、国鉄自身にだって大規模な投資だとか、後のことを考えないというやり方というのはあるわけですね。それから、人員をふやしたり減らしたりということだって、後にツケがどうなるかということを考えないでやってきている部分が随分あるわけですね。

それから、今だって二十五兆五千億円が二十七兆六千億円に膨らんで、その上にまた八千億、今度の統合によつて清算事業団の負担がふえていくというふうなことで、後にツケをどんどん回していくというふうなやり方、これではもう本当に大変だと思いませんか。その過程の中で労働者が犠牲になつていく、こういうやり方というのはやめていかなければいけないというふうに思います。これはもう本当に議論が平行線ですので、これ以上時間もありませんのでやめますけれども、

ちょっと視点を改めて、人減らし合理化によつて、いわゆるJRの安全性問題で大部分問題が出てきているのではないかとこのように思っています。例えば障害者のホームからの転落事故、あるいはこの間の新幹線のホームでの事故、そういう事故

が目につくわけですね。それから東京でいえば、中央線で自殺というのが非常にふえていて、これは昔にはなかった。大分目が届かなくなったからこういうふうになったのではないだろうかというふうな話もあるわけですね。

J Rの運転事故あるいは運転阻害件数というのがどういふふうになっているのかということを知りたいのと、それから、分割・民営化以降、国鉄時代と比較をして、各社別に無人駅がどのくらいふえたのかということについて教えていただきたいと思っています。

○小野山説明員 JR七社における列車の脱線あるいは踏切事故等の運転事故につきましては、各種の安全対策の推進によりまして、平成二年度においては八百件発生しておりますが、平成六年度には六百十二件と約二割減少しているところでございます。

また、J Rの車両や信号機等の設備の故障あるいは風水害、雷害等により列車が三十分以上遅延する、あるいは運休する、こういった運転阻害につきましましては、平成二年度は千九百六十八件発生しており、平成六年度は二千四百七十件となっております。ところでございます。阻害原因のうち、鉄道施設や車両等の故障など鉄道側に責任のあるものにつきましては、最近の各種の対策によりまして、近年はほぼ横ばいの状況となっております。しかしながら、風水害でありますとか地震、雷害などの自然災害でありますとか、さらに自殺等による阻害につきましては、残念ながら増加をいたしておるところでございます。

また、国鉄からJ Rへ移行した時点の無人駅でございしますが、まことに申しわけないことで実数を把握しておりませんが、平成六年四月一日現在におきましては、J Rの総駅数四千六百三十六駅に對しまして無人駅は二千四百四十四駅となっております。

○岩佐委員 平成二年には千九百六十八件だった運転阻害件数が平成六年には二千四百七十件にふえている。事故には至らないけれども運行上支障

を来している、そういう運転阻害件数がふえているわけですね。また無人駅は、今のお話で全体の五三%を無人駅が占めているわけですね。地域的に見ると、北海道などは六三%だとかあるのは四国など七一%だとか、地域的には非常に高い無人駅の率になっているわけですね。

この無人駅について、高校生しか利用しない駅なのにならばこの吸い殻だらけ、駅員がいなくて女生徒は危なくてJ Rを利用できないなど非行の温床となっている、不便で危険、不正乗車のし放題とモラルさえ低下させる原因にもなっている、こういう指摘もあるわけですね。

行き過ぎた人員の削減、これは安全上大変問題だということに思っていますし、また地域での影響というのでも大きいわけですね。この点についてどうお考えでしょうか。

○小野山説明員 J Rの運転阻害につきましましては、先ほど申し上げましたように最近増加しておりますところでございますけれども、これは風水害でありますとか地震、雷害などの自然災害によるものや、自殺等による運転の阻害が原因となっております。ところでございます。なお、近年は列車密度が非常に高くなっております、運転阻害が発生しやすい状況にあることも事実でございます。安全に万全を期するために、強風時でありますとか設備の異常を発見した場合には、無理な運行をすることなく慎重に対処するために列車の運行を一時抑止したり、設備等の点検、確認を行うために列車の運行を一時抑止する、そういったものが原因となっております。ところでございます。

J Rの運転事故につきましましては、この五年間で二割減少しております、重大事故につながるおそれのある踏切事故の防止のために、障害物検知装置でありますとか踏切遮断機の増設、さらには列車の衝突防止、赤信号を冒進するのを防止するために自動列車停止装置の改良など、各種の安全対策を推進しているところでございます。安全の確保につきましましては、前向きな姿勢で努力している成果であるとも考えておるところでございます。

輸送の安全の確保につきましましては、何にも増して重要でございますので、今後とも、安全の確保には万全を期すよう各種の対策を進めていきたいというふうな思っております。

〔横光委員長代理退席、委員長着席〕

○岩佐委員 人減らし合理化で駅が過疎になっていく、スラム化していく、そういうことがないようにならねとやわっていただきたいというふうに思っています。

次に、鉄道共済が厚生年金に統合されることにより、従来共済として行ってきた貯金、貸付制度についてはどうなるのでしょうか。

○松川説明員 今回の厚生年金への統合に伴いまして、日本鉄道共済組合の事業主は健康保険組合に設立することとされております。健康保険組合におきましては、医療保険の事業とあわせてまして宿泊、保養所の事業は実施できることになっておりますが、従来共済で行われておりました貯金事業及び貸付事業については実施できませんので、八年度中にこれらの事業については廃止することになったしております。

なお、貸し付けにつきましては、統合後は厚生年金の他の被保険者と同様に、年金福祉事業団の貸し付け等を利用することが可能になるものと考へております。なお、現在実際に共済組合から貸し付けを受けておられる方がございますので、その方のために、いわゆる年金の給付のために従来の共済組合を存続することにしておりますが、その存続組合にあわせて貸付金の回収業務等を行わせることにいたしております。

○岩佐委員 鉄道共済として運営してきた保養施設、五十二カ所あるということですが、これは健康組合に引き継ぐけれども十六カ所に減らすというふうです。また、J Rとしては独自の活用も考えるということで検討中のようですね。すけれども、いずれにしても、福祉事業の面で労働者が不利益になるということがないようにすべきだと思います。その点いかがですか。

○松川説明員 先ほど申し上げましたように、保養所等の運営につきましましては、新たに設立されます健康保険組合に事業を承継することといたしております。今、御指摘五十二カ所とございましたけれども、現在、日本鉄道共済組合において保健施設として保有しておりますのは六十一カ所でございます。その内訳をいたしましては、保養所が五十一カ所、学生寮が一、それから弥生会館と言っておりますが、そのうち九、それが九、合わせて六十一カ所でございます。

それが統合後に健康保険組合に引き継がれる際には、合わせて十七カ所にするということが予定されております。したがって、二十四カ所整理されることとなりますが、そのうち二十五カ所につきましては会社へ売却するというところで、引き続きJ R各社で運営されるということですので、相互利用という形で引き続き利用が可能になるものと考えております。

十九カ所整理されるということでありましても、この保養施設の経営は、そのいずれの保養所におきましても押しなべて経営状況が大変に厳しい状況でございます。現状のままでは保養所の事業が全体的に行き詰まってしまうということが予想されますことから、組合員の利用状況等も踏まえて、経営改善の見込みない施設について八年度中に整理をするということを計画されているというふうに承知をいたしております。

○岩佐委員 国鉄職員の削減に当たって、多くの職員が清算事業団に移されました。さらに、事業団を解雇され、現在も係争中の千四十七名の労働者がいるわけですね。これは先ほどからずっと言ってきたことですが、現在、その年金及び医療保険はどうなっているのでしょうか。それが決着がついた場合にはどうなるのかということについて説明してください。

○横田政府委員 被用者年金なりあるいは被用者保険制度におきまして適用関係につきましましては、実質的な雇用関係の有無によって判断することといたしております。解雇されて事実上の使用

関係がなくなつた場合には、年金制度の場合には国民年金の適用となります。また、医療保険につきましても国民健康保険の適用となるものであります。

その後、解雇の有効性につきまして訴訟が行われ、裁判所で例えば勝訴判決が確定した、それによりまして給与の支払いが行われる等の事実上の使用関係が発生した場合におきましては、本来加入すべきであつた制度に遡及して適用されることとなります。

○岩佐委員 約三十年前にある事業所を不当解雇されて、裁判で争つてきた労働者がいます。地裁では解雇無効の判決が出されて、それ以降、賃金が支払われ、厚生年金保険料も納付をしてきたわけですが、ところが、高裁、最高裁で逆転判決となつて、会社が掛金を引き揚げてしまいました。そのため、さかのほつて厚生年金の資格がなくなつてしまつたわけです。このままだと無年金になつてしまつたわけです。本人はずつと厚生年金保険料を納付し続けてきたわけですから、そういう点では、国民の年金権を保障する、あるいは無年金者をなくするという立場で、こうした事例について検討すべきだと思ひますけれども、その点についていかがでしょうか。

○横田政府委員 一たん解雇され資格を喪失いたしました後、それが裁判で争われ、地裁なり高裁の段階で勝訴となつたという場合にはおきましては、その段階で、先ほど申し上げましたように遡及して厚生年金が適用されるということになるわけでありまして、その後、なお裁判が係属いたしました最高裁で敗訴となつたというような場合におきましては、今度は逆に、当初にさかのぼりまして厚生年金の資格がなくなつたということになります。この時点において、さかのぼつて国民年金の適用が行われるということではありません。

○岩佐委員 そういふ原則にのつとつて、こういう無年金者が起きないようにきちつと対応をしていただきたいというふうに、再度申し上げます。

ておきたいと思ひます。

次に、平成七年度の四百五十億円の厚生年金への国庫負担の繰り延べに続きまして、平成八年度もまた八千億円の繰り延べをしようとしております。リストラによつて加入者の伸びが鈍り、年金財政が厳しい状況にあります。このような繰り延べ措置というのは、基礎年金の国庫負担を二分の一をめぐりに引き上げることを検討する、そういう国会の附帯決議があるわけですが、この趣旨に逆行するものだというふうに思ひます。この点についてどうでしょうか。

○横田政府委員 平成七年度及び八年度におきまして、厚生年金の国庫負担の一部について経過的な繰り延べ措置を行つたところでございますが、この措置は、御承知のように極めて厳しい財政状況のもとで、年金給付の方に支障が生じないように配慮しながら、ぎりぎりのやむを得ない措置として一時的に国庫負担の繰り入れの特例を行つたものでございます。後日、将来にわたる年金財政の安定が損なわれることのないよう返済されることになつていくところであります。

したがしまして、この特例措置は、平成六年度年金制度の改正の際の両院厚生委員会における基礎年金の国庫負担割合についての附帯決議の趣旨に反するものではないかと考えているところでございます。

○岩佐委員 昭和六十一年度から平成元年に行われた厚生年金の国庫負担の繰り延べで、返済見合の財源一兆五千億円を厚生保険特別会計に繰り入れて、完全に返済した形になっていません。なぜこのような変則的な形になつていくのでしょうか。

○横田政府委員 御指摘のように、昭和六十一年度から平成元年までの厚生年金の国庫負担の繰り延べにつきましては、その返済見合の財源といたしまして一兆五千億円が既に厚生保険特別会計の業務勘定に繰り入れられております。これは、特別保健福祉事業資金といたしまして、厚生保険特別会計法の附則におきまして、その運用益で老人

保健制度の基盤安定化のための諸事業の実施に充てますとともに、厚生年金の国庫負担の繰り延べの返済にも充てることができるといふふうになつていて、このところでございます。

現在、この資金の運用益をもちまして、老人保健拠出金の負担増を緩和するための助成、あるいは在宅介護推進事業、それから老人保健施設の整備事業の助成などの特別保健福祉事業を行つていくところであります。現時点でこれを直ちに取崩すことは適当ではないといふふうに考えているところでございます。

○岩佐委員 つまり、借りたものを返した形にして、その利子を運用しているということになるのだと思ひます。その運用益を老人保健等に使うていくからいいじゃないか、こういう話のように聞かせるわけですが、いざいざにしても年間八百五十億円、それが八年度になつて六千八百億円既に使つていくわけですね。これそのものも、本来戻つたら戻さなければいけないもの、それが戻されてないといふことですから、隠れ借金といふような形になつていくといふふうに思ひます。これもよくよく調べてみると、本当に国民の目にはよくわからない計算式になつていくわけですね。

その上に今回、先ほど言われた繰り延べ、つまり、平成七年度四百五十億、平成八年度八千億、そして今の運用益の部分六千八百億、こういう繰り延べ総額を計算してみると一兆九千億円近い。私たちは隠れ借金といふふうに言つていますけれども、そういう返済すべきものを返済していないといふふうな形になつていくわけですね。

ですから、六十一年度からの繰り延べ分、これはこれでちゃんと返済すべきだと思ひます。そして今回の新たな繰り延べ、これをどう返済するのかといふふうにきちつとしていくべきだと思ひますけれども、どうですか。

○横田政府委員 返済見合の財源といたしまして、元年度の補正予算において厚生保険特別会計の業務勘定に一兆五千億円が繰り入れられていく

わけでありまして。これは先ほど申し上げましたように、六十一年から元年度までの繰り延べ分の返済に充てることができるといふ一つの目的とともに、他方、特別保健福祉事業資金としてもその運用益を使うことができるといふふうになつていくわけでありまして、この扱いについては、双方を勘案して決められるべき問題ではないかといふふうに考えているところでございます。

○岩佐委員 大臣、聞いていただいておわかりただけと思ひます。返すけれども、要するに借りたものはやはりちゃんと返す、返してそこでちゃんとつじつまを合わせてやつていかなければ、基礎年金の国庫負担を二分の一めどに早く引き上げようといふようなことからいっても、片一方、国庫負担を取り崩すような借金といふか繰り延べ、そういうことを繰り返していくといふのは、これは道理のない話、筋が通らない話だと思ひます。ですから、私は六十一年度からの繰り延べ分はまずちゃんと返したらいといふふうに思ひます。

それで今回の新たな繰り延べ、これについても隠れ借金のままずっといくのではなくて、きちつと返していく、そういう見通しを立てていく。そういうしなければ、二分の一の国庫負担を目指すといふことだつて、どんなふうな話で通くなくなつてしまふといふことになるのではないのでしょうか。国会の附帯決議ですから、そのところは十分尊重していただいて、取り組んでいただくのが筋だといふふうに思ひますけれども、大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○菅国務大臣 年金の運営の原則からいへばおっしゃる点もよくわかるわけですが、これは厚生省の立場でいへば、借りていくといふよりは貸してあるのです。つまりは、国庫財政の方に繰り延べられているといふのは、本来いただくべきものをまだいただかないかわりに、その分だけお貸しをしているといふことになるわけですね。そういう点では、今、大変財政状況が厳しい中で、国全体の財政のやりくりの中でこういうことになつて

いると思っております。岩佐委員が言われまいたいわゆる改正時の附帯決議の趣旨とは、ちよつと性格が違うのではないだろうか。

ですから、つまりは、国庫負担というものをどうすべきかという議論はもちろんその当時からあるわけでありまして、そのことと今回繰り延べていることは一応切り離して考えていいのではないかと、そのように理解しております。

○岩佐委員 せひ切り離すなら切り離すでせうはきちつとやっていただきちつと思ひますし、それから、国民によくわからないようなお金をどんどん借りていくというような形、これは好ましくありませんので、きちつとけじめはつけていただきちつというのを申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○和田委員長 土肥隆一君。

○土肥委員 先ほど橋本総理大臣にお聞きした件で、ちよつと蒸し返しになりますが、菅厚生大臣の御意見も聞いておきたいと思ひます。

公的介護保険でございませうけれども、老健審が報告をして、今度は厚生省がお返しをする、どんな案を出すか提出する、そういう段階でいろいろと言われているわけですが、手続上、今、公的介護保険はどの段階、どの位置に來ているのではありませんか。

○菅国務大臣 御承知のことと思ひますが、現時点では、厚生省としての試案というものを、つくりまして、十五日に老健審にお示しをして、いろいろ状況であります。

もう少し申し上げますと、先月、四月の二十二日ですか、老健審の方から最終的な御報告をいただきまして、その折にそれをベースに、幾つか両論併記等があったわけですが、それをベースに厚生省として試案をつくつてもよろしいということ、を言っていただきまして、また与党の皆さんとも何度か打ち合わせをいたしまして、与党のプロジェクトの方からも、基本的にある考え方に沿つて試案をつくつて提示することについて了解をいただきまして、そういういろいろな手続の中

で、一応正式という言い方で言えば、十五日の段階で政府としての試案をつくつて、もちろん事前に与党の皆さんにも御提示をいたしました。老健審の場に提示をして御意見をいただいた。

今後、老健審が今予定されているところだけでも何日か日程が決まつておひきまして、その中で御議論をいただいて、またいろいろな関係方面からの御議論をいただいて、そういう中で了解が進んでいけば、次の段階としては法案化をし、大綱として正式に老健審、さらには社会保障制度審議会に諮問をする、それで答申がいただければ国会に提出をする、そういうことを想定して、というように希望して努力をしている、そういうような状況にあります。

○土肥委員 厚生省試案について議論をする時間がありませうけれども、私は極めて不満が、あります。それは、制度審におひきした者としても、そうでありませうけれども、私が公的介護保険で願っている、今後の福祉のあり方を大幅に変える、これはもう革命的な福祉が展開されるというふうな考えますときに、厚生省が何であんな四十歳以上を被保険者とするような、そして老健審報告に対して極めて後退した条件を出すのか。あるいは社会福祉施設など、あるいは介護型の病院の保険適用も後退させるというふうなことに、私は、極めて不満がございませう。

今日まで、福祉がお仕着せの、上から下の、そして受ける側のお年寄りや障害者、それはもう一種ステイグマといひませうか、福祉対象者にはもう理想とかあるいは利用とかいう觀念がない。今後は、もう措置ではなくて利用型の社会福祉という時代が来る、そういう理想に近い、理念に近いものであらうというふうな思ひに、ありますけれども、それがあつたやうな形で出てくるというの、私は極めて不満である、ということを申し上げておきたいと思ひます。

さて、私は、きょうは厚生年金基金の問題で、特に国民年金基金などの三階部分についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

一貫して年金制度の改革に当たつては、安定化、公平化、あるいは一元化、統一的枠組みなどというふうな閣議決定に従つて相当制約されてまいりましたけれども、三階部分は安定化、公平化というふうなことに、適用されないものなのではないかと。まず、基本的な三階建てに対する認識をお聞かせいたします。

○近藤(純)政府委員 三階部分でございませう。厚生年金基金とか国民年金基金につきましては、基本的には、企業年金につきましては労使の合意によつて決められる、それから国民年金基金につきましては、本人の選択によつて入るか入らないか、その額をどうするかというのを決めるわけでございます。したがひまして、被用者年金に共通する二階部分を想定いたしまして、安定化、公平化とか一元化、こういうふうなことで私どもは理解しております。

○土肥委員 国が積極的に三階部分を奨励し、税制措置もし、あるいは連合会も積極的につくらせて、非常なごほうごのある、倒れる企業はそれでございませう、今度のJ・Rなんかそうでありませうけれども、もうあきらめなさいというふうな一方、三階部分がきつりできていて、その上に財形だとか年金とかあつて、いわば豊かなところは非常に豊かな年金の給付を受ける、豊かでないところはそうでない。むしろこれは公的年金じゃないのじゃないか、これは何もう厚生年金やあるいは共済が扱う必要はないのじゃないかというふうな感想も持つてございませう。

その一つとして、国民年金基金についてお尋ねいたしますけれども、一階被保険者が一千八百五十万人いる。今七十七万人しか加入してございませう。なぜこんなに少ないのでしょうか。私は、一時期、まだ景気のいいころでしたけれども、個人経営の大工さんや左官屋さんなどのところに行きまして、やはり国民年金に入つた方がいひです。将来について年金が少しでも豊かになるように、と、こういうふうな言ひましたけれども、このごろはもう何か言う気がありません。とにかく月

額三万円もあらうと思つたら掛金が一万一千七百円、上限は六万八千円と決まつてゐるわけですが、なぜ国民年金基金がたつた七十七万人なのか、そして国民年金基金についてどういふふうな将来像を考へていらつしやるのか、御答弁ください。

○近藤(純)政府委員 国民年金基金に現在加入されております方は、この三月末でございませうけれども八十四万人でございませう。私どもが目標としておひきした百三十万人にまだまだ足りない状況にあるわけでございます。

なぜ加入者が少ないかということでございますけれども、残念ながらまだこの存在が知られてないという面もあらうかと思ひますし、さらには、その後に起きましたバブルの崩壊と申しますか、こういう経済の低迷によりまして保険料を払うゆとりがなくなつてきた、こういうふうな事情が相乗効果で加入者が少ない、これにつきましては私どもPRに努めて、少なくとも百三十万人を目指して頑張つてまいりたい、こういうふうな考えております。

○土肥委員 なぜ百三十万人なのですか。

○近藤(純)政府委員 この国民年金基金でございませうけれども、いわゆる一階被保険者、自営業者等の方でございませうけれども、基礎年金に加えて任意で加入いたしませう付加年金を代行しているわけでございます。かつてありました付加年金を代行する、この中に吸収する、こういうふうなことであつたわけでございます。

この基金が発足当時、付加年金の加入者というのは約二百万人いらつしたわけでございます。この二百万人のうち農業者年金基金に入つてゐる方が七十七万人いらつしたわけでございます。付加年金に入つてゐる農業者年金に入つてゐる方を一応目標人数に、上乗せの付加年金に入つてゐる方ぐらひはせひ入つていただきた、こういうふうなことでこういう目標値を設定したといひうわけでございます。

○土肥委員 何か余り希望のない国民年金基金だなというふうに思うのであります。人数要件でありますとか設立形態などをもう少し考えて、国民全体が、もう少し自営業者の皆さんが喜んで参加できるようなものにすべきではないかと思ひます。

最後に、大臣にお答えいただきたいのですが、今後の年金基金、特に三階建てのあるべき姿について大臣のお考えをお聞きたいしまして、質問を終わります。

○菅国務大臣 私も厚生年金基金のいろいろな議論を聞いておりました、一つは、従来、退職金を年金化するという要素も含めて、この制度が拡大してきたというふうに記憶をしているわけです。そういう中で、同時に、今いろいろ問題になっておりますように、産業の変化の中で多少厳しいところが出る、あるいは特にバブルの崩壊でより厳しいところが出て、全体としてはかなり厳しい議論になっていると思うわけです。

そういった意味で、まず、厚生年金基金制度は、より豊かな老後生活を確保するために重要であるということは今も変わらないわけでありまして、現在研究会において制度全般にわたる見直しを行っているところであります。社会経済の実態や基金の実情に応じて、基金が自主的に判断して運営していくことができる制度とするために、この研究会での御議論をいただいて、必要な改革を進めなければならないと思っております。

同時に、今御指摘になりました国民年金基金制度につきましては、自営業者の老後の生活の安定という観点から重要な制度と考えておりまして、これはまだまだ制度としては小さい段階ではあります、逆に言えば、余り大きな問題を抱えないで、現在のところまだ大きさが小さいというだけで、矛盾は少ないというふうに認識しております。この制度の趣旨を十分に伝えながらその普及に努めてまいりたい、このように考えております。

○土肥委員 終わります。

○和田委員長 次回は、来る二十一日火曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時四十八分散會